

勤ム其議畧決スルニ及ヒ偶右大臣岩倉具視參議木戸孝允大久保利通伊藤博文等歐洲ヨリ歸朝シ大ニ征韓ノ議ニ抗シ内治ノ未タ整ハサルニ茲ニ兵戈ヲ助スハ國家ノ長策ニ非サルコトヲ論シ事終ニ已ム明治八年我カ雲揚艦清國牛莊ニ航セントシ薪水ヲ朝鮮ノ江華島ニ求ム守兵ノ砲撃スル所ト爲リ應戰シテ其城ヲ拔ク於是明治九年陸軍中將黒田清隆ヲ特命全權辦理大臣ト爲シ朝鮮ニ派遣シテ其事ヲ理セシム朝鮮罪ヲ謝シテ款服ス乃チ修交條約貿易規則ヲ交換ス尋テ朝鮮使節ヲ來聘シ隣交ヲ修セシム明治十五年朝鮮ノ暴徒我公使館ヲ襲フ初メ花房義賢彼ノ政府ニ勸ムルニ年兵制改革ヲ以テス國王大ニ喜ヒ我陸軍士官ヲ聘シテ衛兵ヲ訓練ス時ニ國中鎖國論ヲ唱フル者アリ頑民ト結ヒテ王宮ヲ犯シ其官吏ヲ殺シ轉シテ我公使館ヲ圍ム義賢館員等ト拒戰圍ヲ衝テ歸朝

シ其狀ヲ奏ス我政府其罪ヲ問フ朝鮮恐懼シ撫恤金五拾萬圓ヲ償ヒ亂黨ヲ捕ヒ巨魁ヲ嚴罰シテ之ヲ謝ス其後我政府ハ朝鮮ノ貧弱ヲ憐ミ償金ノ内四拾萬圓ヲ還付ス明治十七年復タ朝鮮ニ變アリ即チ朝廷ニ派ニ分レ獨立黨及大黨トス前者ハ金玉均朴泳孝等日本ニ親和シ國ヲ開キ大ニ開進ノ制ヲ行ハントス後者ハ清國ニ付シテ舊習ヲ守ラントス而シテ大黨ノ暴徒數名起リ大臣ヲ刺ス我公使竹添進一郎國王ノ請ヲ以テ兵ヲ率ヒテ王宮ヲ警衛ス清國ノ兵暴徒ヲ助ケテ王宮ヲ攻メ又我公使館ヲ襲フ陸軍大尉磯林眞三等三十九名之ニ死ス國王王妃ト共ニ竊ニ王宮ヲ免レ進一郎難ヲ仁川ニ避ク其後我政府其罪ヲ問フ朝鮮罪ヲ謝シ償金ヲ出シ兇徒ヲ罰シテ謝書ヲ呈ス明治二十七年朝鮮東學黨ノ變アリ次テ同國ノ獨立ヲ維持シ且之ヲ保護センカ爲メ清國ト戰フ是レ我邦ト朝



鮮トノ古來ノ關係ノ大畧ナリ

日本歴史大要(明治三十二年六月  
大藏省文官普通試験)

(一) 大化ノ革新ノ大要ヲ記セ

(解説)

蘇我氏亡フルニ及ンテ皇極天皇御位ヲ孝德天皇ニ譲リ給フ天皇  
中大兄皇子及中臣ノ鎌足ノ議ヲ用ヒテ一大革新ヲ行ハセ給フ是  
レ則チ大化ノ新政ナリトス蓋シ此新政タルヤ唐朝ノ制度ヲ模倣  
シ且之ヲ我國ノ事情ニ斟酌シタルモノニシテ專ラ中央集權ノ制  
ヲ立テ全國畫一ノ法ヲ布キ紀綱ヲ振作シテ地方族長ノ豪猾ヲ制  
セントスルニ存リ其新政ニ曰ク前代置ク所ノ子代ノ民處々屯倉  
及臣連ノ伴造國造村首ノ有スル所ノ陪曲田莊ヲ罷メヨト大夫以  
上ニ食封臣民ニ布帛ヲ賜フ各差アリ新ニ畿内地ヲ定メ國司郡司

里坊長令關塞驛傳鈴契ノ法ヲ置キ郡大中小ヲ分チ大領小領主政  
主帳ヲ置キ戶籍計帳班田收授法ヲ造リ里長ヲ置キ田畝ヲ定メ租  
庸調ノ法ヲ定ム此時始メテ年ニ號シテ大化ト云フ故ニ之ヲ大化  
ノ革新ト稱ス

(二) 奈良朝トハ何天皇ヨリ何天皇ニ至ル何年間ヲイフ

ヤ

(解説)

元明天皇ヨリ桓武天皇マテ凡八十年

(三) 足利氏ノ未葉四方ニ割據セル豪族及其地方ヲ擧ケ

ヨ

(解説)

織田信長 一美濃尾張一圓和泉攝津ノ内



北畠氏 〔伊賀伊勢志摩〕  
 松永氏 〔大和河内ノ内〕  
 筒井氏 〔大和ノ内〕  
 三好氏 〔和泉攝津ノ内〕  
 畠山氏 〔紀伊河内大和和泉ノ内〕  
 武田氏 〔甲斐信濃飛騨〕  
 今川氏 〔駿河一圓三河尾張ノ内〕  
 徳川氏 〔三河ノ内〕  
 北條氏 〔伊豆相模下總一圓上野ノ内〕  
 里見氏 〔安房上總〕  
 佐竹氏 〔常陸ノ内〕  
 小田宇都宮諸氏 〔常陸下野ノ内〕

南部伊達相馬蘆名最上ノ諸氏 〔奥羽諸州〕  
 上杉氏 〔越後越中佐渡一圓上野ノ内〕  
 朝倉氏 〔越前〕  
 毛利氏 〔周防長門安藝佐渡備中伯耆出雲石見隠岐〕  
 山名氏 〔但馬因幡〕  
 波多野氏 〔丹波〕  
 一色 〔丹後〕  
 浮田氏 〔備前〕  
 備上氏 〔美作〕  
 赤松氏別所氏 〔播磨〕  
 細川三好長曾我部河野諸氏 〔阿波淡路伊豫土佐隠岐〕  
 大友氏 〔豊前豊後筑前肥後〕



島津氏 一掃摩大隅

伊東氏 一日向

龍造寺氏 一筑後

松浦有馬二氏 一肥前

宗氏 一壹岐對馬

(四) 關ヶ原ノ原因結果ヲ記セヨ

(解説)

慶長四年徳川家康伏見ニ居リ政務ヲ掌ル其威權故モ盛ナリ初メ豊臣秀吉ノ薨スルニ臨ミ五大老三中老ヲ置キ幼主秀頼ヲ補翼セシメ又石田三成増田長盛淺野長政前田玄以長束正家ヲ五奉行ト爲シ謀議ニ參與セシム秀頼猶幼ニシテ諸將各自立ノ志アリ因テ家康ヲ忌憚ス三成長盛等ト謀リ家康前田利家ヲ離間ス加藤清正

(一) 聖徳太子ノ事業ヲ問フ

(解説)

- 一、推古天皇ノ詔ヲ奉シテ蘇我馬子ト共ニ佛法ヲ興隆ス
- 二、帝ニ諫ヒ大橋及ヒ朝ヲ造リ又旗幟ヲ畫シ始メテ冠位ヲ定ム

歴史

淺野幸長等三成ノ姦惡ヲ惡ミ之ヲ誅セント請フ家康諱シテ之ヲ止メ三成ノ職ヲ罷メ其邑深山ニ屏居セシム三成竊ニ謀シ上杉景勝ニ通シ家康ヲ陸奥ニ誘ヒ東西夾擊センコトヲ約ス景勝會津ニ據リテ入觀セス家康諸將ヲ率キ往テ伐ツ未タ至ラス三成列候ヲ誘ヒ兵ヲ擧ケ以テ家康ヲ擊ツ家康師ヲ斑シ大ニ關ヶ原ニ戰ヒ遂ニ三成等ヲ誅ス時ニ後陽成帝使ヲシテ家康ヲ勞ス是ニ於テ天下悉ク徳川氏ニ歸ス是ヲ關ヶ原ノ役ト曰フ

(明治三十四年三月官城縣文官普通試験)



大德小徳大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智凡ソ十  
二階ナリ

三、憲法十七條ヲ定ム

四、大臣蘇我馬子ト讖シ天皇紀及臣連伴造國造等本紀ヲ撰ス

(二) 軍事上外國ト關係セシ顯著ナル事跡四ヲ舉ケテ其  
原因結果ヲ示セ

(解説)

一、神功皇后ノ三韓征伐

仲哀帝二年越前ノ角鹿ニ行幸ス皇后(神功皇后)從フ帝遂ニ皇后  
ヲ此ニ留メ南國ニ巡狩シテ紀伊ニ至ル會々熊襲叛ス帝海ニ航  
シテ親ヲ之ヲ征シ使ヲ遣リ皇后ニ敕シテ穴戸ニ會シ豐浦宮ニ  
居ルコト八年進テ筑紫ニ幸シ櫻日宮ニ居ル乃チ群臣ヲ會シテ

熊襲ヲ討スルコトヲ議ス時ニ神アリ皇后ニ憑テ曰ク西方ニ國  
アリ新羅ト曰フ帝先ツ之ヲ征セヨ彼ノ熊襲ノ如キハ則チ當ニ  
自ラ服スヘキノミト帝聽カズ親ヲ戰フテ利アラズ翌年櫻日宮  
ニ崩ス皇后秘シテ喪ヲ發セス密カニ武内宿禰ヲシテ殯事ヲ奉  
セシメ神ニ禱リ終ニ意ヲ決シテ西征ス群臣ヲ諭シテ曰ク師ヲ  
興シ衆ヲ動スハ國ノ大事安危成敗此一舉ニ在リ事成ヲバ群臣  
其効ヲ共ニシ成ヲサレハ吾レ獨リ罪アラン是ニ於テ鴨別ヲシ  
テ熊襲ヲ討セシム旬日ニシテ服ス皇后乃チ舟師ヲ帥ヒテ遂ニ  
發シ直ニ新羅ニ至ル戰艦海ヲ蔽ヒ鼓聲天ニ震フ新羅王波寐錦  
大ニ駭テ曰ク神兵激スヘカラスト乃チ面縛シテ出テ降ル皇后  
命シテ質ヲ納レ盟ヲ申ヘ金銀綸帛八十船ヲ徵ス自後調貢八十  
船ヲ以テ定額トナス高麗百濟モ亦タ風ヲ望テ來リ降ル是ニ於



テ三韓悉ク服ス乃チ官司成兵ヲ置テ凱旋ス

二、元寇ノ變

龜山帝ノ朝文永五年元至忽必烈高麗人ヲ介シ通好ヲ求ム北格時宗以爲ヲク書辭禮ナシト乃チ卻ケテ受ケス六年高麗人元使ヲ導テ對馬ニ來リ前年ノ答書ヲ請フ對馬ノ守拒テ納レス八年元使書ヲ奉シ復タ通好ヲ求ム時宗太宰府ヲシテ之ヲ逐ヒ還サシム後宇多帝文永十一年元兵三萬對馬ニ來リ寇ス又轉シテ壹岐ニ寇シ遂ニ二島ヲ取り吏民ヲ殺シ進テ太宰府ヲ犯ス少貳景資之ヲ拒ク元虜遂ニ去ル建治元年元使杜世忠等長門ニ來リ和ヲ請シ必ス我報ヲ得ント欲ス乃チ忠世等ヲ鎌倉ニ押送ス時宗之ヲ龍口ニ斬ル是歲北條實政ヲ九州ノ探題トナシ沿海ノ兵備ヲ嚴ニシ以テ元虜ノ來寇ニ備フ弘安元年元使來テ復タ通好ヲ

請フ之ヲ博多ニ斬ル四年元將范文虎高麗人ヲ嚮導ト爲シ大舉シテ來寇ス我軍之ヲ壹岐對馬ニ拒ク利アラズ遂テ進テ肥前ヲ犯ス探題實政ヲ擊ツ河野通有元將ヲ擒ニス是ニ至テ元兵鷹島ニ退ク七月風雨大ニ作リ激浪摩蓋シ虜艦悉ク壞ル溺死算ナシ我兵勢ニ乘シテ掩擊シ斬殺殆ント盡ク此役虜兵十萬脫カレ歸ル者僅ニ三人ノミナリト云フ是ヨリ後復タ邊患アラズ

三、豐臣秀吉ノ征韓

秀吉常ニ韓明ヲ一統スミノ志アリ文祿元年遂ニ朝鮮ヲ征ス行長先ツ發シテ國都ヲ攻ム清正威鏡道ニ入り二王子ヲ擒ニス國王李昭懼レテ急テ明ニ告グ明王兵ヲ出シテ之ヲ援フ互ニ勝敗アリ遂ニ我軍大ニ明軍ヲ碧蹄關ニ敗ル是ヨリ明軍復タ南下セズ是ニ於テ明王和ヲ請フ秀吉之ヲ許ス慶長元年明王秀吉ヲ朝



鮮國王ニ封スルノ議ヲ定メ冊書金帛ヲ齎シ來ル書辭甚々無禮ナリ秀吉大ニ憤リ冊書ヲ裂キ且ツ其使者ヲ逐フ  
 文祿二年秀吉再ヒ朝鮮ヲ征ス諸將五道ヨリ進ンテ諸城ヲ攻ム國王李昭警ヲ聞キテ海州ニ逃ル明王授兵ヲ出シテ要害ヲ守ラシム我兵連リニ之ヲ破ル明將楊鏞等清正ヲ蔚山ニ攻ム清正堅ク守テ屈セス既ニシテ諸將清正ヲ援ク清正城ヲ出テ、夾撃シ大ニ明軍ヲ破ル文祿三年八月秀吉薨ス初メ秀吉疾アリ自ヲ其起タサルヲ知り且謂ヘラケ海外禍ヲ結フ甚々深シ而シテ内變モ亦未タ測ルヘカラスト遺命シテ外征ノ師ヲ班セシム秀吉ノ凶問朝鮮ニ達ス諸將兵ヲ收ム時ニ朝鮮ノ將李舜臣等歸路ヲ扼ス我將大ニ之ヲ破リ遂ニ舜臣ヲ殺ス十一月諸將振旅シテ名古屋ニ還ル外征ノ師興テヨリ此ニ至ル前後凡ソ七年ナリ

## 四、明治二十七八年日清戰爭

明治二十七年朝鮮ニ東學黨ノ亂起ル朝廷援テ清國ニ請フ清國之ヲ機トシ朝鮮ヲ屬隸セシメント欲シ兵ヲ朝鮮ニ出シ屬邦ヲ保護スルヲ名ト爲ス我朝廷清ノ不法ヲ憤リ又兵ヲ派シ在留ノ邦人ヲ保護スルヲ名トナス我カ兵清ニ先テ京城ニ入ル韓廷驚キ内亂定マリタリトナシ撤兵ヲ求ム我カ朝ハ韓廷ノ弊政ヲ勸告シ遂ニ特命全權公使大島圭介兵ヲ率テ王城ニ入り改革ノ斷行ヲ促シ獨立ノ實ヲ舉ケシム韓廷終ニ新政ノ詔ヲ下シ牙山ノ清兵ヲ攘ハンコトヲ我ニ求ム而シテ撤兵ノ事ハ清國ト隣相容レス茲ニ兵ヲ交ユルニ至リシナリ

第一着トシテ我軍艦清國ノ軍艦ヲ豐島沖ニ破リ次ニ我陸軍牙山ノ陸戰ニ勝テ明治二十七年八月一日宣戰ノ詔ハ發セシレタ



リ九月十五日我陸兵平壤ヲ敗リ同月十七日我艦隊清國艦隊ヲ  
 黄海ニ敗ル先是大本營ヲ廣島ニ進メ賜フ而シテ我陸軍ノ過ク  
 ル所連戰連勝十一月二十一日遼ニ旅順口ヲ陷落シ二十八年二  
 月二日我海軍ハ清國艦隊ヲ威海衛ニ全滅セリ

於是清國ハ直隸總督李鴻章等ヲ遣ハシテ我ニ和ヲ請ハシム天  
 皇總理大臣伊藤博文外務大臣陸奥宗光ヲシテ馬關ニ於テ談判  
 セシメ給ヒ清國ハ朝鮮ノ獨立ヲ承認スルコト奉天省ノ南部及  
 臺灣ヲ日本ニ割與スルコト銀二億兩ヲ六ヶ年内ニ日本ニ拂フ  
 コト等ノ條約ヲ結ヒ芝罘ニ於テ批准ヲ交換セリ

## (二) 德川幕府ノ諸侯ヲ配置セシ策ヲ問フ

(解説)

德川家康海内ヲ戡定シ諸侯ヲ封建スルヤ親疎新舊ヲ錯綜シ以テ

相制セシム而シテ本宗ノ領地ヲ全國諸侯ノ間ニ置キ郡代代官ヲ  
 シテ内外ノ權力ヲ保タシム此時全國ノ租額三千萬石アリ本宗其  
 三分ノ一ヲ領ス其親族ヲ三家家門ト稱シ臣下ヲ譜代ト稱シ舊諸  
 侯ヲ外様ト稱シ萬石以上ヲ大名ト稱ス大藩十八家之ヲ國主ト稱  
 シ次ヲ城主領主ト稱ス十萬石以上二十餘家アリ每家又支封ヲ分  
 建ス其數合セテ二百八十藩アリ



(明治三十二年三月  
長野縣文官普通試驗)

(一) 左ノ各項ヲ示シタル本縣ノ略圖ヲ記セ

- 一 郡市ノ區分
- 二 郡役所所在ノ市町村名
- 三 有名ナル河川

(解説)

郡市ノ區分ハ市ニ在テハ獨リ長野市ノミニシテ郡ハ東筑摩郡西筑摩郡更級郡殖科郡上水内郡下水内郡上伊那郡下伊那郡諏訪郡北佐久郡上高井郡下高井郡小縣郡南安曇郡北安曇郡等ニシテ郡役所所在地市町村名ハ長野市松本町上田町小諸町福島町高島町岩村田町大町須坂町飯山町松代町下諏訪町高遠町等ニシテ有名

地 理



ナル河川ハ我國史上ニ於ケル夙ニ其名ヲ知ラレタル古戰場タリ  
シ犀川ナリ以上ノ如クナルヲ以テ其畧圖ニ至テハ玆ニ贅セス  
者宜シク之ヲ腦裡ニ描テ可ナリ

(二) 本縣ノ重要ナル物産ヲ示セ

(解説)

重要ナル物産ヲ舉グレハ左ノ如シ

蕎麥、生糸、桑、縮緬、山繭絹、木材、水晶、砂金、銅、鐵、  
銀、蠶卵紙、真綿、絹紬類、麻、籐節、鰻、鮎、等ナリトス

(三) 本縣ニ隣接セル府縣名

(解説)

信濃國ハ我邦ニ於テ有數ノ面積ヲ有スル大國ニシテ其國境隣接  
スル所十國ニ跨ル其府縣名ハ即チ左ノ如シ

岐阜縣、富山縣、新潟縣、群馬縣、山梨縣、埼玉縣、静岡縣、  
愛知縣、等はナリ

地 理



筆算 (明治三十年九月  
大藏省文官普通試験)

算術

(一) 米商アリ米貳百石ヲ每石拾壹圓五拾七錢五厘ニ買ヒ總計參拾五圓ノ利ヲ得テ賣ラント欲ス每石賣價幾何ニシテ可ナリヤ

(解説)

答 拾壹圓七拾五錢

$$\text{式 } [(200 \times 11575) + 35] \div 200$$

(二) 一人アリ午前六時ニ發シ午後七時マテ歩行シ其後三時間ハ每一時三十七マイルノ速力ナル瀛車ニ乗り總計五拾里ヲ行ケリト云フ一時間平均幾里ヲ歩ミシヤ

(解説)

答 三里拾七町三間ト  $\frac{12}{15}$

數



式  $\{(50^{\text{甲}} - (3 \times 37^{\text{乙}}) + 13)\}$

(三) 甲乙二人アリ其所有金合セテ三千四百七十五圓ニシテ甲ノ所有金ハ乙ノ所有金ヨリ百九十七圓多シト云フ各自ノ所有金幾何ナルヤ

(解説)

答 甲千八百三十六圓 乙千六百三十九圓

式  $3475^{\text{甲}} + 167 + 2 = 1834^{\text{甲}}$  甲 故  $= 1834 - 197^{\text{乙}}$  乙

代 數

(一) 次ノ各式ノ因數乘子ヲ求ム

1.  $9a^2 - 6ab + b^2$

(解説)

答  $(3a - b)^2$

式  $a^2 - 2ab + b^2 = (a - b)^2$  ナル 總式 = 依ル

2.  $x^2y - 4xy^2$

(解説)

答  $xy(a + 2y)(a - 2y)$

式  $xy(x^2 - 4y^2)$

$(x^2 - y^2) = (x + y)(x - y)$  ナリ之ニ應シテ

$(x^2 - 4y^2) = (x + 2y)(x - 2y)$

3.  $a^6 - 64$

(解説)

答  $(a + 2)(a^2 - 2a + 4)(a - 2)(a^2 + 2a + 4)$

式  $(a^2 - b^2) = (a + b)(a - b)$  ナリ應用シテ

$(a^2 + 8)(a^2 8)$  ナル

$(a^3 + b^3) = (a + b)(a^2 - ab + b^2)$  ナリ應用シテ

答 終



$$(a+2)(a^2-2a+4)$$

$(a^2-b^2) = (a-b)(a^2+ab+b^2)$  を應用シテ

$$(a-2)(a^2+2a+4)$$

(二) 次ノ方程式ヲ解スルニ

$$a+2y-3y=6$$

$$2x+4y-7y=8$$

$$3x-y-5y=8$$

(減法)

得  $y=4$      $y=3\frac{1}{2}$

式  $a+2y-3y=6$     (1) トシ

$2x+4y-7y=8$     (2) トシ

$3x-y-5y=8$     (3) トシ

(1) = 乗スルハ

$$2x+4y-6y=12$$

$$(2) \frac{2x+4y-7y=8}{\phantom{2x+4y-7y=8}}$$

減スルハ  $y=4$

(2)  $1y=4$  ヲ代用シ  $2x+4y-28=8$

變シテ  $2x+4y=36$  (4)

(3)  $1y=4$  ヲ代用シ  $3x-y-20=8$

變シテ  $3x-y=28$  (5)

(5) = 4 ヲ乘シテ (4) = 加フ

$$12x-4y=112$$

$$\frac{2x+1y=36}{\phantom{2x+1y=36}}$$

$$14x=148$$

得 答



$$a=104$$

(5)ノ $a=104$ ヲ代入シ

$$\frac{25a}{7}-y=28$$

$$-y=28-\frac{25a}{7}=-35$$

$$y=35$$

(三)二數ノ差ハ三ニシテ其平方ノ差ハ九十九ナルトキハ其二數ハ幾何ナルヤ

(解説)

答 小數十五 大數十八

式  $a$ ニ小數トシ  $x+3$ ニ大數

$$(a+3)^2 - a^2 = 99$$

$$故ニ  $a=15$$$

筆算

(明治三十一年五月 岩手縣文官普通試験)

(一)  $\frac{15653-79 \times 9 \times (22-15)}{1} \div \frac{13 \times (112-97)}{1}$

(二) 左ノ二問ノ値ヲ求ム

$$\left(\frac{33}{10} + \frac{1}{10}\right) \quad \left(\frac{33}{10} + \frac{21}{10}\right)$$

(三) 金百八圓ヲ甲乙丙三人ニ分ツコト甲ハ乙ノ二倍ニシテ乙丙ノ所得ノ和ハ甲ノ半分ニ等シト云フ各々所得如何

(四) 上中下三種ノ煙草アリ上一斤ノ價九十錢中一斤ノ七十錢下一斤ノ價五十錢ナリト云フ今下三斤中五斤トコ上若干斤ヲ混用シテ一斤八十錢ニ賣ラントス上何斤ヲ用キテ可ナリヤ

注意 答ハ總テ演算ヲ要ス

(此試験問題ハ讀者練習ノ用ニ資センカ爲メ特ニ解説ヲ掲ケス)

珠算

(明治三十二年二月 長野縣文官普通試験)

數 題



(一) 及 (二) ハ速算ニ付之ヲ揚ケズ

左ノ問題ニ對シ式ヲ示シテ答ヲ付スヘシ

(三) 人アリ一里ノ道ヲ歩行スルニ一時間ト二十分トヲ費シテ尙ホ其外一里ヲ歩行スル毎ニ十五分間ツ、休息スルニアラサレハ前進スルコト能ハスト云フ此人八里ヲ距ル場所ニ行カントスルトキハ幾時間ノ後其目的地ニ達スルコトヲ得ルヤ

(解説)

答 十二時間ト二十五分

術ニ曰ク一時間ハ六十分ナルヲ以テ之ニ二十分ヲ加ヘ又十五分ヲ加ヘ八里ヲ乘シ之ヨリ十五分ヲ減シ六十分ヲ以テ除スルトキハ答ヲ得

(四) 八十九町九反歩ノ耕地アリ今一反歩ニ付平均米九斗九升宛ノ收穫

アリトスルトキハ右耕地ヨリ收穫スヘキ米ノ總高如何

(解説)

答 八百九十石一升

術ニ曰ク八十九町九反歩ニ九斗九升ヲ乘シ答ヲ得

筆算

(一) 甲村ノ學齡兒童數男ハ二百十五人女ハ二百二十人ナリ而シテ其内就學兒童數ハ男二百七人ニシテ女ハ百四十三人ナリト云フ然ラハ甲村學齡兒童(男女トモ)百人ニ對スル就學歩合如何又甲村學齡兒童男百人ニ對スル就學歩合並ニ女百人ニ對スル歩合如何

(解説)

答 甲村學齡兒童ノ就學歩合七割八分強

男ノ就學歩合九割二分 女同六割五分

數學



式

$$\frac{225}{207} = 0.92 \text{ 圓}$$

$$\frac{220}{148} = 0.85 \text{ 圓}$$

$$\frac{225+220}{207+148} = 0.78 \text{ 圓}$$

(二) 年利六分(百分ノ六)ニテ三ヶ年間若干金ヲ貸シ元利合計金九百四十四圓ヲ得タリ元金幾何ナルヤ

(解説)

答 八百圓

$$\text{式 } 1 + \left(\frac{6}{100} \times 3\right) : 1 = 944 : 800$$

筆

算(明治三十二年四月  
福井縣文官普通試験)

(一) 長子ハ親ノ年ノ五分ノ二ニシテ次子ノ年ハ七分ノ二ナリト而シテ長子ノ年ト次子ノ年ノ差ハ八歳ナリト次子ノ年ト問フ

(解説)

答 二十年

$$\text{式 } \frac{18 + (20 - 18)}{20} \times 20 = 20$$

(二) 四斗ニ舂入白米二十俵ト酒七樽ノ價ニ相當ス米ノ價一俵十錢ナルトキハ酒一樽ノ價若干ナルヤ

(解説)

答 十二圓

$$\text{式 } 42 \times 20 \times 10 \div 7 = 12000$$

(三) 四時間ニ三十五里ヲ走ル蒸氣船アリ或ル港ヲ發シ六十四里二十七町ヲ航海セシトキ午後三時十五分ナリシト云フ依リテ出發セシハ何時何分ナルヤ

(解説)

數 學



答 七時五十一分

式  $35 : 6432 = 4 : x = 72$

$12 - (72 - 34) = 74$  題ヲ7時51分

筆算 (明治三十二年四月 大阪地方裁判所書記試験)

甲者ノ債權八百五十圓乙者ノ債權千七百七十圓丙者ノ債權四百八十圓ニシテ負債者ノ財産公賣金千七百七十圓ナリ而シテ執行費用二十八圓ヲ要セリトセハ各債權者ノ配當金如何

(解説)

答 甲五百九十二圓二十八錢 乙八百拾五圓二十五錢六厘

丙三百三十四圓四十六錢四厘

式  $2500 : 850 = 1770 - 28 : x$

$2500 : 1170 = 1770 - 28 : x$

$2500 : 480 = 1770 - 28 : x$

筆算 (長野地方裁判所書記試験)

(一) 馬荷車及馬具ノ代價合計金百六十九圓ナリ而シテ荷車ノ代價ハ馬具ノ代價ノ四倍ニシテ馬ノ代價ハ荷車ノ代價ノ二倍ナリト云フ馬荷車及馬具ノ各代價如何

(解説)

答 馬具十三圓 荷車五十二圓 馬百四圓

式  $1 + 4 + 4 \times 2 = 13$  錢 =

$13 : 1 = 169 : x = 13$  馬具

•  $13 \times 4 = 52$  荷車

$13 \times 8 = 104$  馬

(二) 石炭五噸ノ價三十圓ナリト云フ三噸ノ價如何

數 題



(解説)

答 十八圓

式  $5:3 \parallel 30: x \parallel 18$

(三) 或人一日ニ六時間ト五分ノ三宛働クトキハ十二日ト二分ノ一ニテ一事業ヲ成スヲ云フ此人毎日八時間ト三分ノ一働クトキハ幾日ニシテ該事業終ルヤ

(解説)

答 九日十分ノ一

式  $8\frac{1}{2}:6\frac{3}{4} \parallel 12\frac{1}{2}: x \parallel 9\frac{1}{10}$

筆算 (明治三十二年六月 新潟縣文官普通試験)

(一) 世界中ニテ最モ多ク鐵道ヲ利用スルハ英國人ナリ英國ニテ一年間 汽車乗客ノ數ハ概算八八五五三八七五〇ニシテ人口百ニ對スル乗

客ノ數二三五〇ナリト云英國ノ人口總數如何

(解説)

答 三千七百六十八萬二千五百人

式  $2350:885538750 \parallel 100:x$

(二) 如何ナル數ノ七倍ニ六ヲ加フルナラハ十一ノ五倍ヲ得ヘキカ

(解説)

答 七

式  $11 \times 5 - 6 = 7$

(三) 甲乙丙三商アリ甲ハ五百圓ツ、三月間乙ハ四百圓ツ、五月間丙ハ三百圓ツ、八月間出シテ利益金二百九十五圓ヲ得タリ今之ヲ其月數ト出金トニ應シテ分配セントス各分配金如何

(解説)

數



答 甲七十五圓 乙百圓 丙百二十四

式  $500 \times 3 + 400 \times 5 + 300 \times 8 = 3600$

$5900 : 500 \times 3 = 295 : a = \text{甲}$

$5900 : 400 \times 5 = 295 : a = \text{乙}$

$5900 : 300 \times 8 = 295 : a = \text{丙}$

(四) 五千七百六十ナル數ニ或ル整數ヲ加フルトキハ其和ハ百〇一ニテ割リ切レル斯ノ如キ整數ハ深山アル其中ニテ最モ小ナルモノヲ索メヨ

(解説)

答 九十八

式  $5760 \div 101 = 5718 \text{R}1$   $1 - 101 = 98$

(五) 甲乙丙種試験出願者ノ合計人員五百七十二人ノ内其十一分ノ八ハ

甲種試験志願者ニシテ其十三分ノ九ハ乙種試験志願者ナリト云フ  
甲種試験乙種試験ヲ併セテ出願セシ人数幾何ナルカ

(解説)

本題問フ處ノ數ハ既ニ問題中ニ明瞭スル處ナリ故ニ此問題或ハ蒐集ノ際誤寫シタルモノナランカ幸ニ讀者ノ判断ヲ待ツ

筆

算 (明治三十二年六月 大藏省文官普通試験)

(一) 清酒十八石二斗入ノ桶二十個アリ今之ヲ三斗五升入ノ樽詰ニ爲サントス其樽數如何

(解説)

答 百〇四樽

式  $1820 \times 20 \div 35 = 104 \text{樽}$

(二) 或人原野二百六十五萬四千二百三十二坪ヲ所有セリ内十二町三反



園畝十六歩ヲ他人ニ賣却シ他ハ開墾ニ着手シ其四分ノ一ヲ成功セ  
リ未成功原野ノ反別如何

〔解説〕

答 六百五十四町二反九畝二十七歩

式  $12 \times 4 \times 16 \times \frac{1}{4} =$  換算スルトキハ 37036<sub>歩</sub>

賣却殘餘ノ原野サ一ト假定スルトキハ  $1 - \frac{1}{4} = \frac{3}{4}$  未成功原野

故ニ  $(2654232 - 37036) \times \frac{3}{4} = 1962897$  之ヲ町ニ換算スルトキハ 答

千八

(三) 雇人二十五人ヲ以テ毎日八時間從事セシムレハ千二百枚貯蓄シ得  
ルト云フ今十八人ヲ以テ毎日十時間從事セシムレハ幾何ヲ貯蓄スヤ

〔解説〕

答 千八十枚

(四) 男子十二人女子二十人小兒八人ヲ以テ一工事ヲ成就シ賃金千四百  
八十圓ヲ得タリ但シ女子ノ賃金ハ男子ノ二分ノ一小兒ハ男子ノ三  
分ノ一ナリト云フ男子女子及小兒各一人分ノ賃金如何

〔解説〕

答 男六十錢 女三十錢 小兒二十錢

式  $(12 + 20 \times \frac{1}{2} + 8 \times \frac{1}{3}) : 1 = 1480 : x = 60$  男子

$(12 + 20 \times \frac{1}{2} + 8 \times \frac{1}{3}) : \frac{1}{2} = 1480 : x = 30$  女子

$(12 + 20 \times \frac{1}{2} + 8 \times \frac{1}{3}) : \frac{1}{3} = 1480 : x = 20$  小兒

筆

算 (明治三十二年十月  
浦和地方裁判所書記試験)

(一) 筆生五人ニテ一日十時間ヲ費シ四十日ニ終了スヘキ贈寫物アリ今  
更ニ筆生五人ヲ増シ一日八時間ヲ、勤タトキハ何日ヲ要スルヤ

數 算



(解説)

答 二十五日

式  $(10 \times 5 \times 40) + (8 \times (5 + 5)) = 25$

(二) 甲乙二人ニテ金百二十圓ヲ分配セントス其割合ハ乙ハ甲ノ三分ノニヲ得ヘシ各何程ヲ得ヘキヤ

(解説)

答 甲七十二圓 乙四十八圓

式  $1 + 8 = 13$

$13 : 120 = 1 : x = 72$  即甲

$13 : 120 = 8 : x = 48$  即乙

(三) 甲乙兩市ノ距離三百五十哩ナリ今午前十時甲市ヲ發シタル汽車午後十二時乙市ニ達シタリ此汽車一時間ノ速力幾何哩ナルヤ

(解説)

答 二十五哩

式  $350 \div [(12 - 10) + 12] = 25$

(明治三十三年三月 福岡地方裁判所書記試験)

(一) 或人若干ノ資金ヲ以テ商業ヲ營ミシニ物價ノ變動ニ依リ資金ノ二七分ノ十六ヲ損失シ後八百五圓ヲ利セリ故ニ其資金最初ノ六分ノ五トナレリト云フ最初ノ資本金幾何ナリシヤ

(解説)

答 千八百九十圓

式  $805 \div \left[ \frac{2}{3} - \left( 1 - \frac{16}{7} \right) \right] = 1890$

(二) 或人洋行セントス而シテ横濱ヨリ米國桑港マテハ凡ソ二千六百四十海哩ナリト云今六日間ニ六百六十哩ヲ走ル汽船ニ乗リ横濱ヲ發

數 學



シテ八日ヲ過キ船中讀書ヲ始メ一日百二十頁ツ、ヲ讀了セリト云  
フ桑港 着ルルマテノ日數及ヒ讀書ノ頁數ハ何程ナリヤ

(解説)

答 日數二十四日

頁數千九百二十頁

式  $2640 \div (660 \div 6) = 24$

$120 \times (24 - 8) = 1920$

(明治三十三年三月 京都地方裁判所書記登用試験)

(一) 商人アリ一俵八圓貳拾五錢ノ米若干買ヒ一俵ニ付八十五錢宛利ヲ  
得テ七十五俵賣リ其後相場ノ下落ニヨリ殘米ハ皆一俵五圓七十錢  
ニテ賣拂ヘリ然レテ前後平均スレハ損益ナシト云フ此商人最初幾  
俵買ヒシヤ

(解説)

答 百俵

式  $(75 \times 85) \div (82.5 - 57) + 75 = 100$

(二) 甲乙二種ノ工夫アリ甲夫六名ニテ作ス事業ハ乙夫八名ヲ要ス而シ  
テ甲夫一名一日ノ賃金ハ六十錢ナリ之ニ準シテ乙夫一名一日ノ賃  
金ハ幾何トスレハ相當ナルヤ

(解説)

答 四十五錢

式  $8 : 6 :: 60 :: x$  甲ノカヲ乙ノカト對ス

(三) 債務者ノ財産ヲ競買ニ附シテ金二千五百圓アリ此内抵當債權者ニ  
一千二百九十圓ヲ與ヘ殘額ヲ甲乙丙ノ債權者ニ分配セントス其債  
權額甲ハ乙ニ三倍シ丙ハ甲ノ半額ナリ各得ル所幾何ナルヤ

數 學



(解説)

答 甲 六百六十圓 乙 二百二十圓 丙 三百三十圓

乙ヲ1.トスルニ

$$3 = 1210 = a$$

$$1 : 1 = 1210 = a$$

$$1 \frac{1}{2} = 1210 = a$$

(明治三十三年四月 神戸地方裁判所書記登用試験)

(一) 金四百七十六圓ヲ甲乙丙ノ三人ニ分配スルニ當リ甲丙ハ何レモ乙ヨリハ金百圓九十一錢少ク分配サルヘシト云フ各人ノ受クベキ額如何

(解説)

答 甲丙百二十五圓三錢ツ、 乙二百二十五圓九十四錢

$$\text{式 } (476.000 - 100.910) \div 3 = \text{甲丙ノ所給}$$

$$\text{甲ノ所給} = + 100.910 = \text{乙ノ所給}$$

(二) 甲判事ノ受持事件百五十件ノ内百二十三件ハ既済トナレリ未済件數ト既済件數トノ百分比例如何

(解説)

答 既済百分ノ八十二 未済百分ノ十八

$$\text{式 } 150 : 123 :: 100 = 82 \text{ 既済}$$

$$150 : 27 :: 100 = 18 \text{ 未済}$$

(三) 一ヶ年ノ訴訟件數ヲ毎月平均十二日宛ノ開廷日ニ於テ取調フルトキハ一開廷ニ平均八件トス今之ヲ毎月十日宛ノ開廷日ニ於テ取調ヘントセハ一開廷ニ平均幾何ナルヤ

(解説)

數 學



答 九件六分

式  $16:12::8:所求ノ數$

(明治三十三年四月 岐阜縣文官普通試驗)

(一) 毎月一定ノ收入ヲ有スル人六年間毎年七百圓宛費シタル爲メニ若干ノ負債ヲナセリ仍テ毎年ノ費用ヲ五百圓ニ節減シ四ヶ年ヲ經テ漸ク此負債ヲ償却セリト云フ一ヶ年ノ收入幾何ナルカ

(解説)

答 六百二十圓

式  $(6 \times 700) + (500 \times 4) + (6 + 4) = a$

(二) 商人アリ百六十七圓ノ品ヲ賣リテ四十四圓ヲ利スルト云フ此割合ニテ百二十圓ヲ利センニハ幾何圓ノ品ヲ賣ルヘキカ

(解説)

答 四百八十圓

式  $44:176=120:a$

(三) 備荒貯蓄金ヲ支出スルニ第一回ニハ其五分ノ一ヲ第二回其殘額ノ三分一ヲ第三回ハ又其殘額ノ十分ノ三ヲ支出セシニ猶ホ殘額六萬八千圓アリシト云フ全金額及第三回ノ支出金額幾何ナリヤ

(解説)

答 全金額拾五萬圓

第三回支出金額壹萬貳千圓

式  $1 - (3/4 - 1/5 \times 3) + (1 - (3/4 - 1/5 \times 3)) \times 3/10 = 68000 = 1 : a$   
 $(1 - (3/4 + (1 - 1/5 \times 3) \times 3/10)) : a$  湖川回中

(明治三十三年五月 名古屋地方裁判所書記試驗)

(一) 旅入甲地ヨリ乙地ニ至ルニ一日七里五分ノ一ヲ步行スレハ三日三

數 學



分ノ一ニテ達スルコトヲ得甲乙兩地間ノ距離如何

(解説)

答 二十四里

式  $72 \times 32 = 24$

(二) 百五十人ノ兵士四十日間ノ糧食ヲ携へ籠城セシニ四日ノ後内三十人戦死セリ爾後幾日ヲ支へ得ルヤ

(解説)

答 四十五日

式  $40 - 4 = 36$

$150 - 30 = 120$

$36 \times \frac{120}{36} = 45$

(三) 華氏ノ寒暖計ハ氷點ヲ三十二度沸點ヲ二百十二度ト定メ攝氏ハ氷

點ヲ零度沸點ヲ百度トス今華氏ノ寒暖計七十七度ノ温度ナルトキハ攝氏ノ寒暖計ニ於テ幾度ナルヤ

(解説)

答 二十五度

式  $212 - 32 = 180$

$77 - 32 = 45$

$45 \times \frac{180}{180} = 25$

(明治三十三年六月水戸地方裁判所書記登用試験)

(一) 看守囚人ニ逃走セラレ五秒時ノ後毎秒四尺ノ速ニテ之ヲ追ヒ十五秒ヲ經テ之ヲ捕ヘタリ右囚人一秒ノ速如何

(解説)

答 三尺

敬 學



式  $(15 \times 4) + (15 + 5) = 8$

(二) 甲乙二人アリ仕事ヲ爲スニ甲一名ニテ爲セハ八日乙一名ニテ爲セハ七日ヲ要ス若シ甲乙共ニ働作セハ幾日ニシテ此仕事ヲ了スルヤ

(解説)

答 三日十五分ノ十一

$1 \div (3 + 4) = 3\frac{1}{7}$

(三) 二十四人カ毎日十時ツ、働キ十五日ニシテ爲スヘキ仕事ヲ六十人カ毎日八時ツ、爲ストキハ何日ニシテ終ルヤ

(解説)

答 七日半

式  $90 \times 8 : 24 \times 10 :: 15 : 7.5$

(明治三十三年六月盛岡地方裁判所書記登用試験)

(一) 一商家アリ昨今兩年ニ於テ純益金六千九百七十圓ヲ得タリ而シテ本年純益ハ昨年ニ比シテ五分多シト云フ問此兩年ノ各純益如何

(解説)

答 昨年三千四百圓

本年三千五百四拾圓

式  $6970 \times \frac{5}{105} = 170(3970 - 170) \div 2 = 3400$  昨年ノ純益

$3450 + 170 = 3620$  本年ノ純益

(二) 馬十頭ト牛八頭ト其食料ヲ同シク今馬十頭ニテ三十日間ニ食スヘキ料ヲ貯ヘ馬二十五頭ト牛若干ヲ十日間養ハントス問フ牛幾許ヲ養フ事ヲ得ルヤ

(解説)

答 牛四頭

數 學



式 船三十個ナラバ十日間ノ食料

$$\therefore (30-25) \times 10 = 50$$

(三) 流船アリ三時四十五分ノ間ニ海上十八里ヲ航過ス可キ速力ニテ午  
前四時ヨリ午後四時三十分迄航進セハ此航程幾何ナルヤ

(解説)

答 六十里

式  $3 \times 60 + 45 = 225$

$$12 \times 60 + 30 = 750$$

$$225 : 750 :: 18 : 60$$

(明治三十三年九月  
青森地方裁判所書記試験)

(一) 水油三斗七升五合入二十三樽ノ代金二百三十八圓五錢ナラハ三斗  
五升入十二樽ノ代金何程ナリヤ

(解説)

答 百十五圓九十二錢

式  $238.05 \times \frac{37.5}{23} \times 12 = 11592$

(二) 徴税ニ會ヒ甲家ニテハ兵士五人ヲ四日間乙家ニテハ八人ヲ三日間  
丙家ニテハ十人ヲ六日間丁家ニテハ七人ヲ五日間宿泊セシメタリ  
シニ其後宿泊料六十九圓五十錢ヲ交付セラレタルヲ以テ一旦領收  
シタル上更ニ献金セリト云フ結局甲乙丙丁ノ四家ニテ各幾何ノ献  
金ヲナセルコトニナルカ

(解説)

答 甲家拾圓 乙家拾貳圓

丙家三拾圓 丁家拾七圓五拾錢

式  $5 \times 4 = 20$

數 學



$$8 \times 3 = 24$$

$$10 \times 6 = 60$$

$$7 \times 5 = 35$$

$$20 + 24 + 60 + 35 = 139$$

$$69.50 \times \frac{139}{135} = 10.00$$

$$69.50 \times \frac{135}{135} = 12.00$$

$$69.50 \times \frac{135}{135} = 17.50$$

(三) 都ニテ九人ノ家族カ普通ノ生計ヲスルニ一ケ年七百八十圓ヲ要ス  
トシ都ト田舎トニ於ケル物價ノ割合ハ五ト三トノ如シトスルトキ  
ハ八人ノ家族カ田舎ニテ七ケ月間同様ノ生活ヲスルニハ何圓ヲ要  
スルカ

(解説)

答 貳百四拾二圓三分ノ二

$$\text{式 } 780 \times \frac{4}{9} \times \frac{1}{15} \times \frac{9}{10} = 24.24$$

(明治三十三年十月 福岡地方裁判所書記試験)

(一) 甲ノ収入三ケ月分ハ乙ノ収入五ケ月分ニ均シク乙ノ収入七ケ月分  
ハ丙ノ収入十ケ月分ニ同シ丙一ケ年ニ四百二十圓ヲ收入スルトセ  
ハ甲カ一ケ年ノ収入額ハ幾何ナルヤ

(解説)

答 百七十六圓四十錢

$$\text{式 } 420 \times \frac{3}{5} \times \frac{10}{15} = 176.40$$

(二) 金七百八圓ヲ甲乙丙ノ三人ニ分ツニ甲ハ乙ノ分ヨリ十分ノ三少ク  
乙ハ丙ノ分ヨリ十分ノ二少シト云フ甲乙丙ノ各所得額ハ幾ナルカ

(解説)

數 學



答 甲、百六十八圓 乙、二百四十圓 丙、三百圓

式  $1 - \frac{1}{10} = \frac{9}{10}$

$$\frac{1}{10} \times (1 - \frac{1}{10}) = \frac{1}{10} \times \frac{9}{10} = \frac{9}{100}$$

$$\frac{14}{25} + \frac{9}{100} + 1 = \frac{218}{50}$$

$$708 \times \frac{14}{25} = 168$$

$$708 \times \frac{1}{10} = 240$$

$$708 \times \frac{1}{50} = 300$$

(明治三十三年九月 熊本地方裁判所書記登用試験)

(一) 某騎兵隊アリ本營ヲ發シ毎日十三里半宛進ミ十四日ニシテ取地ニ達セリト云フ今此行路ニ依リ九日ニシテ本營ニ歸着セントセハ毎

日何里宛馳スヘキヤ

(解説)

答 二十一里

$$\text{式 } 13.5 \times 14 \div 9 = 21$$

(二) 金九百圓ヲ甲乙丙ノ三名ニ分配セリ其割合甲ハ三乙ハ五丙ハ七ノ如シト云フ然ラハ各人ノ所謂幾何ナルヤ

(解説)

答 甲、百八十圓 乙、三百圓 丙、四百二十圓

$$\text{式 } 3+5+7=15$$

$$15:3::900=甲$$

$$15:5::900=乙$$

$$15:7::900=丙$$

數 學



(明治三十三年十月 京都地方裁判所書記登用試験)

(一) 毎年一定ノ収入ヲ有スル人毎年七百圓宛ヲ費シ六年ノ後若干ノ負債ヲ爲セリ依テ毎年ノ費ヲ五百圓ニ節減シタルニ四年ノ後負債ヲ償却スルコトヲ得タリト云フ此人一年ノ収入幾何圓ナルヤ

(解説)

答 六百二十圓

式  $(6 \times 700) + (4 \times 500) + (5 + 4) = 620$

(二) 九人ニテ二十日ニ成功スヘキ仕事アリ之ヲ十五日間ニ成功セシムルニハ幾人ヲ要スルヤ

(解説)

答 十二人

式  $15 \text{日} : 20 \text{日} :: 9 \text{人} : 12 \text{人}$

(三) 甲ノ出資金三千四百圓ヲ六ヶ月間使用シ乙ノ出資金四千六百圓ヲ四ヶ月間使用シ丙ノ出資金五千圓ヲ五ヶ月間使用シテ或事業ヲ營ミタルニ利益金壹千九百十四圓ヲ得タリ此利益金ヲ公平ニ配當セントセハ甲乙丙ノ各配當額如何

(解説)

答 甲、六百十二圓 乙、五百五十二圓 丙、七百五十四圓

式  $(3400 \text{圓} \times 6) + (4600 \text{圓} \times 4) + (5000 \text{圓} \times 5) = 63800 \text{圓}$

$63800 \text{圓} : 3400 \text{圓} \times 6 = 1914 \text{圓} = \text{甲}$

$63800 \text{圓} : 4600 \text{圓} \times 4 = 1914 \text{圓} = \text{乙}$

$63800 \text{圓} : 5000 \text{圓} \times 5 = 1914 \text{圓} = \text{丙}$

(明治三十三年十一月 長野地方裁判所書記登用試験)

(一) 某商人物品ヲ販賣シテ代金四百九拾四圓五拾錢ヲ收メタリ此内利

數 學



益ハ原價ノ四分ノ一ニ相當スト云フ右利益金如何

(解説)

答 九十八圓九拾錢

式  $49450 - (49450 \div 14) = 9890$

(二) 某應ニ於テ紙數七千枚ノ調書ヲ十五日間ニ謄寫セシメントシ之ヲ  
雇員七名ニ命シタル處八日間ニ僅カニ二千八百枚ヲ謄寫シタリ由  
テ問フ右期日内ニ完了セシメンニハ雇員幾名ノ増加ヲ要スルヤ

(解説)

答 五人

式  $2800 : 4200 :: 7 = x \quad x - 7 = 5$

(明治三十三年十一月 山形地方裁判所書記登用試験)

(一) 二人偕ニ物ヲ算フルアリ甲三箇ヲ算フルトキ乙ハ僅ニ二箇ヲ算フ

今同時ニ算ヲ起シ乙二十二箇ヲ算ヘ來テ竟ニ其算ヲ失ス由テ之ヲ  
改算スルニ六十四箇ヲ算フルトキ物全ク盡キタリト云フ由テ問フ  
物ノ總數幾何

(解説)

答 百四十二

式  $22 + 64 + [(22 + 64) \times \frac{2}{3}] = 142$

(二) 菓實ヲ惣テ者アリ三柑五桃合セテ價二十一錢又三柑七桃合セテ價  
二十七錢ナリト云フ由テ問フ一柑一桃ノ價各如何

(解説)

答 一柑二錢 一桃三錢

式  $(27 - 21) \div (7 - 5) = 3$  一柑  $(21 - 3 \times 5) \div 3 = 2$  一桃

(三) 馬三頭ト牛五頭トアリ馬ノ歩ハ速ク牛ノ歩ハ遅シ之ヲ比フレハ馬



ノ歩ハ五ノ如ク牛ノ歩ハ三ノ如シ然レモ馬ノ力ハ弱ク牛ノ力ハ強シ之ヲ比フレハ馬ノ力ハ四ノ如ク牛ノ力ハ六ノ如シ今馬ハ物二萬個ヲ九日ノ間ニ行程三里半ノ地ニ輸スヘシト云フ由テ間フ牛ヲ以テ物二萬五千個ヲ行程二里二十八丁四十八間ノ地ニ輸サントセハ幾日ヲ要スルヤ

(解説)

答 六日

式  $(3 \times 36 + 18) \times 60 = 7360$

$(2 \times 36 + 28) \times 60 + 48 = 6048$

$$\begin{array}{r} 5 \\ 8 \\ 6 \\ \hline 20000 \\ 7360 \\ \hline 23000 \end{array} \quad \begin{array}{r} 3 \\ 3 \\ 4 \\ \hline 6048 \\ 7360 \\ \hline 6048 \end{array} \quad \begin{array}{l} 3 \\ 3 \\ 4 \\ \hline 9 = 6 \end{array}$$

(明治三十三年十一月 神戸地方裁判所書記登用試験)

(一) 裁判所民刑非訟事件一ヶ年惣件數中刑事ハ十二分ノ七非訟事件ハ六分ノ一ナリ問フ民事事件數幾何ナルヤ

(解説)

答 四分ノ一

式  $1 - \left(\frac{7}{12} + \frac{1}{6}\right) = \frac{1}{4}$

(二) 訴訟事件ヲ審判スルニ初月ハ毎開廷日ニ八件宛百七十六件判決シ次月モ判決件數ハ同數ナリシニ開廷日四日少ク且終ノ開廷日ニハ六件ヲ判決セシト云フ然ラハ次月ノ毎開廷日ノ判決件數幾何ナリヤ

(解説)

答 十件

數 學



式  $(176+S)-4=18$

$176-6+(18-1)=10$

(三) 競賣々得金三千八百五十圓アリ之ヲ金二千八百圓、二千二百圓、千五百圓ノ三債權者ニ配當セハ各自ノ所得金額幾何ナリヤ

(解説)

答 甲千六百五十八圓四十六錢一厘余

乙千三百三圓七錢六厘余

丙八百八十八圓四十六錢一厘余

式  $2,800 + 2,200 + 1,500 = 6,500$

$6,500 : 2,800 :: 3850 = 甲$

$6,500 : 2,200 :: 3850 = 乙$

$6,500 : 1,500 :: 3850 = 丙$

(明治三十三年十二月  
鳥取地方裁判所書記試驗)

(一) 或官吏年俸ノ三分ノ一ヲ雜費ニ其殘リノ四分ノ一ヲ食料ニ其殘リノ五分ノ一ヲ被服料ニ其殘リノ六分ノ五ヲ貯へ置キシニ五年間ニ一千二百圓トナレリト云フ此官吏ノ年俸ハ幾何ナルヤ

(解説)

答 七百二十圓

式  $1200 \div 5 = 240$

$1 - \frac{1}{3} = \frac{2}{3}$

$\frac{2}{3} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{6}$

$1 - (\frac{1}{3} + \frac{1}{6}) = \frac{1}{2}$

$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$

$1 - (\frac{1}{3} + \frac{1}{6} + \frac{1}{10}) = \frac{2}{5}$

除 算



$$240 \times \frac{1}{3} = 80$$

$$240 \times \frac{1}{3} = 80$$

$$240 \times \frac{1}{3} = 80$$

(二) 或商人資本金千五百圓ニテ商業ヲ爲シ六百圓ノ利益ヲ得タリ此利益金ヲ資本金ニ加ヘテ同シ商業ヲ爲セハ幾何ノ利益ヲ得ルヤ

(解説)

答 八百四十圓

$$600 \times \frac{1500+600}{1500} = 840$$

(明治三十四年三月 福島地方裁判所書記試験)

(一) 甲ハ三千五百圓乙ハ四千圓丙ハ二千五百圓ノ資本ヲ以テ合資會社ヲ結ヒ一年ニ金四百圓ノ利益ヲ得タリト云フ之ヲ各資金ニ應シテ分配スルトキハ各其利得如何

(解説)

答 甲、百四十圓 乙、百六十圓 丙、百圓

$$8500 + 4000 + 2500 = 10000$$

$$400 \times \frac{3500}{10000} = 140$$

$$400 \times \frac{4000}{10000} = 160$$

$$400 \times \frac{2500}{10000} = 100$$

(二) 一頁十五行十六字詰ノ書籍アリ今之ヲ毎頁三行縮メテ寫サントス毎行幾字ツ、増セハ過不足ナカルヘキカ

(解説)

答 四字

$$(15 \times 16) \div (15 - 3) - 16 = 4$$

(明治三十四年三月 大分地方裁判所書記試験)



(一) 大工一人ノ日給ヲ三十二錢トシ左官ハ二十五錢トス今大工三人左官二人ヲ同日數間雇入レ總賃金十八圓九十八錢ヲ支拂ヘリト云フ其日數如何

(解説)

答 拾參日

式  $1898 \div (32 \times 3 + 25 \times 2) = 13$

(二) 玆ニ甲乙丙ノ債權者アリ共同債務者ニ對シ強制執行ヲ爲シタルニ財産競賣代金五百七十九圓ヲ得タリ其内執達吏ニ支拂フヘキ共益費金十五圓ヲ要シ而シテ甲ノ債權ハ貸金ニシテ貳百七十圓乙ノ債權ハ預ケ金ニシテ二百二十圓丙ノ債權ハ賣掛代金ニシテ百十圓ナリト云フ其甲乙丙ノ得ヘキ配當額ハ幾何ナリヤ

(解説)

答 甲、二百五十三圓八十錢

乙、二百六圓八十錢

丙、百三圓四十錢

式  $579 \div 5 = 564$

$270 + 220 + 110 = 600$

$564 \times \frac{270}{600} = 253.80$

$564 \times \frac{220}{600} = 206.80$

$264 \times \frac{110}{600} = 103.40$

(明治三十四年四月  
富山地方裁判所書記試驗)

(一) 一俵ニ付四十七錢五厘ノ木炭七百五十俵ノ訴ヲ起セリ此訴認價格幾何ナリヤ

數 學



(解説)

答 三百五十六圓二十五錢

式  $475 \times 750 = 356250$

(二) 競賣ノ得金五百三十九圓五十五錢ニ對シ債權者甲ノ債權額五百八十六圓乙ノ債權額二百七十圓丙ノ債權額百二十五圓ナリ然ラハ各債權者ノ配當額如何

(解説)

答 甲三百二十二圓三十錢

乙百四十八圓五十錢

丙六十八圓七十五錢

式  $586 + 270 + 125 = 981$

$539.55 \times \frac{586}{981} = \text{甲}$

$539.55 \times \frac{270}{981} = \text{乙}$

$539.55 \times \frac{125}{981} = \text{丙}$

(三) 九百枚ノ書籍ヲ十五日間ニ讀ミ了ルヘキ豫定コテ讀ミ始メ三分ノ一ヲ讀ミタルトキ病ニ罹リ三日間讀書ヲ休ミ其後モ尙ホ健康復舊セサルヲ以テ毎日豫定ノ紙數ヨリ拾枚少ク讀ミタリト云フ然ラハ初メヨリ幾日ニテ業ヲ卒ヘリヤ

(解説)

答 二十日

式  $900 \div 45 = 60$

$60 - 10 = 30$

$15 \times 4 = 3$

數 學



$$10 \times \frac{59}{5} = 118$$

$$12 + 5 + 3 = 20$$

(明治三十四年三月 宮城縣文官普通試驗)

(一) 職工アリ毎日六十四錢ニテ就業シ夜業ヲ爲シタル日ハ賃錢十二錢ヲ増給セラル、約ナリ然ルニ二十五日間働キテ賃錢拾八圓四錢ヲ得タリト云フ問フ夜業ヲ爲サザリシ日ハ幾日ナリヤ

(解説)

答 二十日

$$\text{式 } \frac{(18 \times 400 - 640 \times 25)}{12}$$

(二) 或人金若干圓ヲ有シ其五分ノニヲ費シ後又六十四圓ヲ費シ、ヲ以テ最初所有セシ金高ノ三分ノ一ヲ殘スノミナリト云フ然ラバ此人最初ニ幾何金ヲ所持セシヤ

(解説)

答 二百四十圓

$$\text{式 } 1 - (\frac{2}{5} + \frac{1}{3}) : 64 :: 1 : x$$

$$\text{(三)} \frac{(3\frac{3}{4} + 5\frac{1}{4} - \frac{1}{4}) \times (4.25 - 3\frac{3}{4})}{\frac{1}{11} + 2.125 - (\frac{12}{16} - \frac{1}{8} - \frac{1}{25})}$$

(解説)

$$\text{答 } \frac{141}{171}$$

(四) 米百俵ノ價金四百六十圓ナルトキ酒三升ノ價壹圓八錢ナリト云フ若シ此比例ヲ推セハ米百俵ノ價四十圓下落セシトキ金壹圓八錢ニテ酒幾何ヲ購ヒ得ヘキヤ

(解説)

答 三升七分ノ二

$$\text{式 } \frac{460}{3} : \frac{1080}{3} :: 460 - 40 : x - 3$$

敬 學



$$1.7080 + 2 = 3.7$$

(五) 二年十ヶ月間ニ三里四分ノ一ノ鐵道ヲ敷設スヘキ約束ニテ千二百人ノ工夫ヲ使役シ一年半ヲ經テ其工事ハ僅ニ八分ノ二進ミノミナルコトヲ知レリ豫定ノ期限内ニ之ヲ完成セシニハ尙幾何人ノ工夫ヲ増加スヘキカ

(解説)

答 五千四百人

$$\text{式 } \left(\frac{31}{4}\right) \times \frac{8}{3} : 1200 \times \frac{14}{3} : \frac{31}{4}(1 - \frac{2}{3}) : x$$

$$x + (219 - 14) = 34001$$

(明治三十四年四月 長野地方裁判所書記登用試験)

(一) 某登記所ニ於ケル本年ノ取扱件數ハ其前年ニ比スレハ八分増加セリ而シテ右ニ夕年間ノ取扱件數ヲ合算セハ二萬四千九百六十件ナ

リト云フ本年ノ取扱件數如何

(解説)

答 一萬二千九百六十件

$$\text{式 } \left[ \frac{24960 - \frac{8}{208} \times 24960}{208} + 2 \right] + (24960 \times \frac{8}{208}) = 12960$$

(二) 東西兩驛ノ距離一百五十六里ニシテ瀛車ノ速力ハ毎時七里ヲ行ク今東驛發車ノ後拾二時間ヲ經テ機關ヲ損ス因テ其後速力ヲ減シテ進行シ拾二時間ヲ經テ西驛ニ達シタリト云フ後速力如何

(解説)

答 六里

$$\text{式 } 156 - (12 \times 7) + 12 = 6$$

(明治三十四年五月 京都地方裁判所書記登用試験)

(一) 空地アリ二坪ニ付五株宛トシテ總計八百六十七株ヲ植ヘントセシ

數 學



二十株剩レリト云フ坪數如何

(解説)

答 三百四十二坪

式  $867 - 12 = 855$

$5 : 255 :: 2 : 312$

(二) 寫字生二人ニテ毎日八時間宛就業シ五日間ニ四百八十枚ヲ謄寫ス  
ト云フ今同等ノ寫字生五人ニテ毎日十時間就業シテ三千枚ヲ謄寫  
スルニ何日ヲ要スルヤ

(解説)

答 十日

式 
$$\begin{matrix} 5 & 2 \\ 10 & : & 10 \\ 480 & ) & 3000 \end{matrix} :: 5 = x$$

(明治三十四年五月 松江地方裁判所書記登用試験)

(一) 商人アリ金若干ヲ以テ米四百七十俵ヲ買ヒ之ヲ一圓ニ付九升四合  
ノ割合ヲ以テ悉ク賣却セシニ三百二十六圓八十錢ヲ利益シタリト  
云フ一俵ノ原價何程ナリヤ但一俵ハ四斗入ナリ(四則)

(解説)

答 三圓五十六錢

式  $(470 \times 4) + 94 - 326.80 + 470 = 856$

(二) 牧者アリ牛若干ヲ飼フ或人其牛ノ數ヲ問ヒシニ答ヘテ曰ク三野ニ  
放牧セルカ甲野ハ六十三頭即乙野ノ八分ノ七ナリ又乙野ノ牛數三  
分ノ五ハ丙野ノ四倍ニ當ト云フ由テ計算セハ總牛數幾頭ナルヤ(分  
數)

(解説)

數 學



答 百六十五頭

式  $63 + (63 + 63) + ((63 + 63) \times 6 + 4) = 165$

(三) 男六人ト女九人ト日給相均シ今男女各十八人ニテ日給合セテ拾圓八十錢ヲ得タリ男十人女八人ニテ幾何ノ日給ヲ得ヘキヤ(比例)

(解説)

答 五圓五十二錢

式  $18 \times 9 + 18 \times 6 = 270$       $10 \times 9 + 8 \times 6 = 138$

$270 : 138 :: 1080 = 3552$

(明治三十四年五月 青森地方裁判所書記登用試験)

(一) 炭商アリ炭三千二百五拾俵ヲ買入レ其内一千八百二十五俵ヲ仲買商ニ賣リ而シテ其餘ヲ日々九十五俵宛賣拂フトキハ幾日間ニシテ賣盡スカ

(解説)

答 拾五日

式  $(3250 - 1825) \div 95 = 15$

(二) 板塀ヲ作ルニ幅八寸ノ板ヲ用フルトキハ五百三十三枚ヲ要スト云フ幅八寸二分ノ板ヲ用フルトキハ板幾枚ヲ要スルカ

(解説)

答 五百二十枚

式  $533 \times \frac{80}{32} = 520$

(三) 金九十三圓ヲ兄弟三人ニ與フルニ其法次男ハ長男ノ六分ノ五ニシテ末子ハ長男ノ四分ノ三ニ相當スル如クニ與ヘントス問フ兄弟ノ所得各何圓ナリヤ

(解説)

數 學



答 長男三十六圓 次男三十四圓 末子二十七圓

式  $1 + \frac{3}{5} + \frac{2}{5} = 2\frac{2}{5}$

$93 \times \frac{1}{2\frac{2}{5}} = 93$

$93 \times \frac{3}{2\frac{2}{5}} = 90$

$93 \times \frac{2}{2\frac{2}{5}} = 87$

(明治三十四年五月 佐賀地方裁判所書記試驗)

(一) 或人旅行スルニ當リ人力車ニ乗ルヘキ道程ヲ十八里トシ一里ノ賃錢ヲ八錢ト見積リタリ然ルニ實際人力車ニ乗ルニ及ビ一里ニ付平均九錢ヲ要スルコトヲ知レリト云フ問フ豫メ見積リタル賃錢ニテ乘リ得ヘキ道程幾里ナルカ  
右比例式ヲ以テ答案ヲ付スヘシ

(解説)

答 十六里

式  $18 \times \frac{9}{16} = 16$

(二) 商人商社ヲ設立シ甲ハ四月間千五百圓ヲ出金シ乙ハ五ヶ月間千圓ヲ出金シテ若干圓ノ利ヲ得タリ之ヲ配分スルニ當リテ甲六百圓ヲ得ルトキハ乙幾圓ヲ得ヘキカ  
右比例式ヲ以テ答案ヲ付スヘシ

(解説)

答 五百圓

式  $600 \times \frac{5}{4} \times \frac{1000}{1500} = 500$

(明治三十四年六月 熊本地方裁判所書記登用試験)

(一) 甲乙ノ漁船アリ甲ハ四時間二十里ヲ航シ乙ハ五時間二十二里ヲ航

數 學



スト云フ今此二船同時ニ同一ノ港ヲ發シ百二十里ヲ隔ツル地ニ航  
セントス甲船ハ乙船ニ先ツ何時間ニシテ目的地ニ到着スヘキヤ

(解説)

答 二時間

$$\text{式 } (120 + 12 \times 5) - (120 + 10 \times 4) = 2$$

(二) 銀行アリ其預金利子ハ一ケ年百圓ニ付八圓ナリ今五百圓ヲ九ケ月  
間其銀行ニ預クル時ハ幾何ノ利子ヲ得ルヤ

(解説)

答 三十圓

$$\text{式 } 500 \times \frac{1}{100} \times \frac{9}{12} = 37.5$$

亦一圓ノ十ニケ用ナラズニ

12:9::40:30

(明治三十四年七月  
福岡地方裁判所書記試験)

(一) 甲乙丙共カスレハ二十日ニ成就スヘキ事業アリ今各一人ニテ之ヲ  
爲セハ其日數甲ハ乙ノ二分ノ一ニ等シク丙ハ甲乙ノ和ノ二分ノ一  
ニ等シ各人カ成就スヘキ日數如何

(解説)

答 甲、四十三日三分ノ一 乙、八十六日三分ノ二

丙、六十五日

$$\text{式 } \left(\frac{1}{2} + 1\right) \times \frac{1}{2} = \frac{3}{4}$$

$$\frac{1}{\frac{3}{4}} + 1 + \frac{1}{\frac{3}{4}} = \frac{13}{3}$$

$$20 \times \frac{13}{3} = 43\frac{1}{3}$$

$$20 \times \frac{13}{3} = 86\frac{2}{3}$$

$$20 \times \frac{13}{3} = 65$$

敬 學



(二) 甲乙丙ノ三人共同利益ヲ分配スルニ甲ノ取分ハ乙ノ五分ノ二ニ當リ乙ハ丙ノ三分ノ一ニ當ル而シテ甲乙取分ノ和ノ四分ノ一ハ丙ノ五分ノ一ヨリ少キコト三百二十五圓ナリト云フ各人ノ取分如何

(解説)

答 甲五百二十圓 乙千三百圓 丙三千九百圓

式  $\frac{1}{3} \times \frac{2}{5} = \frac{2}{15}$

$$\left(\frac{1}{3} + \frac{2}{15}\right) \times \frac{1}{4} = \frac{7}{60}$$

$$\frac{7}{60} = \frac{1}{15}$$

$$325 \times \frac{1}{15} = 3900$$

$$3900 \times \frac{1}{3} = 1300$$

$$1300 \times 3 = 3900$$

(明治三十四年十一月  
福岡地方裁判所書記試験)

(一) 二人ノ寫字生アリ或簿書ヲ寫スニ甲ニテハ十五日乙ニテハ二十日要ス今甲乙二人合カシテ之ヲ寫セシニ五日ノ後甲他行シテ休業シ乙一人尙ホ之ヲ爲スコト三日ニシテ丙ヲ雇ヒ來リ乙丙合カシテ尙ホ四日ヲ營ミ全ク成就セリ  
問フ丙一人ニテ此ノ事ヲ爲サハ幾日ヲ要スルヤ

(解説)

答 六十日

式  $5+3+4=12$

$$1 - \left(\frac{1}{15} \times 12 + \frac{1}{15} \times 5\right) \div 4 = \frac{1}{6}$$

$$1 \div \frac{1}{6} = 60$$

(二) 明治三十四年九月二十三日ヨリ或著書ノ起稿ニ着手シ同年十月十七日ニ至テ漸ク其七分ノ五ヲ成就セリ全ク成就シ得ヘキ時期ハ何月

數 學



何日ナルカ

(解説)

答 十一月二十一日

式  $(30-23)+17=25$

$$25 \times \frac{1}{4} = 35$$

$$35 - (31 - 17) = 21$$

$$10 + 1 = 11$$

珠算

(明治三十二年二月  
長野縣文官普通試験)

(一) 及 (二) ハ速算ニ付之ヲ掲ケス

(三) 人アリ一里ノ道ヲ歩行スルニ一時間ト二十分トヲ費シテ尙ホ其外

一里ヲ歩行スル毎ニ十五分間ツ、休息スルニアラサレハ前進スル

コト能ハスト云フ此人八里ヲ距ル場所ニ行カントスルトキハ幾時

間ノ後其目的地ニ達スルコトヲ得ルヤ

(解説)

答 十二時間ト二十五分

術 一時間ハ六十分ナルヲ以テ之ニ二十分ヲ加ヘ又十五分ヲ加

ヘ八里ヲ乗シ之ヨリ十五分ヲ減シ六十分ヲ以テ除スルトキ

ハ答ヲ得

(四) 八十九町九反歩ノ耕地アリ今一反歩ニ付平均米九斗九升宛ノ収獲

アリトスルトキハ右耕地ヨリ収獲スヘキ米ノ總高如何

(解説)

答 八百九十石一舂

術 九斗九舂ニ八十九町九反歩ヲ乗シ答ヲ得

(明治三十三年四月  
岐阜縣文官普通試験)

數 學



- (一) ハ加算ノ速算ニシテ試験委員ニ於テ數度讀上ケタルモノナレハ茲ニ答解ヲ附スルヲ得ス
- (二) 拾九圓八拾八錢ニ九拾九ヲ乘シ七拾九ニテ除ス(但時間ハ三分間トス)

(解説)

答 二十四圓九十一錢二厘余

(明治三十四年三月 宮城縣文官普通試験)

- (一) 左ノ金額合計ハ何程ナルヤ
- 拾四萬五百七十九圓二十五錢五厘
- 三千七百二十二圓二十四錢
- 拾萬三百三十七圓五錢一厘
- 九千九百四十二圓六十九錢五厘

- 八千四百四十一圓九十二錢八厘
- 拾二萬八千二百二十七圓三十一錢七厘
- 二千拾六圓四十九錢六厘
- 七萬四千六百壹圓七十七錢八厘
- 千二百七十二圓九十錢壹厘
- 三萬千八百五十九圓三十四錢
- 以上

(解説)

答 五拾萬四千〇三十四圓壹厘

- (二) 甲地ヨリ乙地ニ達セントス途中丙丁ノ驛アリ甲地ヨリ丙驛迄ハ十二里三十五町三十八間五尺四寸丙驛ヨリ丁驛迄ハ九十七里二十三町四十九間一尺八寸丁驛ヨリ乙地迄ハ二十九里十二町三十一間

數學



四尺八寸アリ甲乙地ノ距離幾何

(解説)

答 百五十里

(三) 全國ノ人口四千六百七十七萬六千三十八人ナリ其内沖繩縣四十四萬九千百十二人北海道七十五萬五千八百三十七人臺灣二百七十九萬四千八十八人ヲ減スレハ殘ル本州四國九州各府縣ノ總人口幾何

(解説)

答 四千二百七十七萬七千壹人

(四) 音響一秒時間ニ凡百八十七間ニ達ス今甲乙ノ壘アリ甲壘ニ於テ相圖ノ砲ヲ發シ乙壘ニテ之ヲ聞キ九秒時ノ後答ノ砲ヲ發セリ而シテ甲壘ニ於テ最初發砲セシヨリ四十七秒時ノ後乙ノ砲聲ヲ聞キシト云フ間甲乙ノ距離里程幾何

(解説)

答 三里十丁二十六間

(五) 田反別八萬六百六十九町壹反八畝十二步アリ農家ノ戸數八萬六千九百二十八戸壹戸ノ平均田反別幾何

(解説)

答 九反二畝八步



(明治三十年九月  
大藏省文官普通試験)

(一) 簿記ニ用ユル貸方借方トハ如何ナル意義ナルヤ

(解説)

貸方借方ノ二語ハ簿記學問上ノ術語ニシテ借トハ負フタル方貸トハ負ハシタル方ナリトノ意義ニシテ普通語ノ貸シ借リノ意義ニアラサルナリ

(二) 帳簿ニ誤記ヲ爲シタルコトヲ其際直ニ發見シタルトキハ如何ニシテ之ヲ訂正スルヤ

(解説)

帳簿ニ誤記ヲ爲シタルコトヲ其際發見シタルトキハ之ヲ改描塗抹セズニ線ヲ横畫シテ訂正ス

簿記



出納官吏現金出納簿

年月日	摘要	受		拂		残	
		円	銭	円	銭	円	銭
何何何	何々金何某ヨリ收入	12,800	000				
何何何	何々金何某ヨリ收入	756	890			13,056	890
何何何	何地金庫へ拂込			12,400	000		656
	合計	13,056	890	12,400	000		

簿記

(三) 現金ノ出納ヲ登記スル帳簿ノ様式ヲ製シ左ノ出納ヲ登記スヘシ

何年何月何日

何々金何某ヨリ收入此金壹萬貳千百圓也

何々金何某ヨリ收入此金七百五拾六圓八拾九

錢也

何年何月何日

何地金庫へ拂込此金壹萬貳千四百圓也

(解説)











三十一年度 歳入經常部

裁判所 裁判費

年月日	摘要	仕算額		仕算額	
		元	角	元	角
四一	仕算額	100	000		
六十六	仕算命令第二號			7	500
				100	000
				92	500

(二) 明治三十一年六月十六日歳入調定官ヨリ左記納入

告知書ノ交付ヲ受ケタリ

納入告知書第八號

明治三十一年六月二十日中央金庫納

梅川鶯助納

金拾圓

歳入經常部雜收入  
懲罰及沒収金罰金

但梅川鶯助賭博付加罰金科料

右收入官吏收入簿様式及記入方如何

附註



三十一年度 歳入經常部  
雜收入 懲罰及沒收金 罰金

年月日	摘要	調定		收入		收入		備考	
		濟	額	額	額	未濟額	不納決損額	注	明
六十六	借入告知書第入額	10	00			100	00		

(明治三十二年十月十日  
補和地方法裁判所登記費用試驗)

(一) 明治三十二年十月廿五日左記ノ仕拂命令ヲ發行

ス

仕拂命令第五號 歳出經常部 裁判所ノ款

一金五拾圓 旅費ノ項 内國旅費ノ口

荻野錦三渡赴任旅費概算渡

右歳出概算渡整理簿様式及記入式如何

(解説)

目録



收入官吏  
收入簿

記	摘要	定額		納額		未納額	
		元	角	元	角	元	角

(二) 收入官吏收入簿様式如何  
(解説)

歳出經常部 裁判所 旅費 内國旅費

年月日	摘要	借方		貸方		残
		元	角	元	角	
10 25	森野三赴任=付 旅費概算波ノ分 與	50	00			60 000



(明治三十三年三月  
福岡地方裁判所書記試験)

某裁判所ニ於テ明治三十三年三月一日同月分収入額九十五圓ノ調定ヲ爲シ之ヲ數口ニ分チテ納入告知書ヲ發シタリ而シテ金額ノ内三十五圓同月三日ニ二十七圓同月四日ニ孰レモ領收セシ旨金庫ヨリノ通知書ニ依リテ之ヲ知了セシモ殘額三十三圓ハ同月十五日ニ於テ或ル事由ノ爲メ遂ニ不納關損トナリタリ右ノ場合ヲ收入官吏カ收入簿ニ記入スル式ヲ示ス可シ

(解説)

本問ハ其記入スヘキ事項異ルモ記入方并ニ帳簿様式ハ前掲ト同一ニ付略ス

(明治三十三年三月  
京都地方裁判所書記登用試験)

(一) 出納官吏現金出納簿ノ様式ヲ作レ

(解説)

明治三十年九月大藏省文官普通試験第三問解説参照

(二) 明治三十三年三月二十四日調定官ヨリ官有建物拂下代金三千五百圓ノ納入告知書ヲ受領シ直ニ之ヲ納入者遠山霞春野暖ニ交附ス同月二十五日前記納入者遠山霞ヨリ納金三千二百五十圓ヲ領收セシ旨本金庫ヨリ通知書到來ス同月三十一日前記納入者

筆記



春野暖逃走シ所在不明ナルカ爲メ其納金二百五十圓不納缺損タル書類到達ス  
右收入官吏收入簿ノ様式ニヨリ記入スヘシ

(解説)

明治三十二年三月新潟地方裁判所書記試験第二問参照

(明治三十三年四月  
神戸地方裁判所書記試験)

(一) 茲ニ甲吉ナル者ノ物品購買ニ係ル契約保證金百圓ヲ(明治三十三年四月一日付第一號ヲ以テ受領シ同月十五日日本件ノ物品納付済ニ付甲吉ニ還付シタリ之カ受掛ヲ保管證書受拂簿ニ記入スヘシ

(解説)

保管證書受拂簿

年月日	摘要	受		拂		残	
		圓	銭	圓	銭	圓	銭
明治三十三年四月一日	甲吉物品購買契約保證金トシテ證書一號一枚	100	000			100	000
明治三十三年四月十五日	契約履行物品納付済ニ付還付ス			100	000	0	

簿記



(二) 茲ニ乙藏ナルモノ、賭博附加罰金五圓ヲ明治三十三年四月二日現金ヲ以テ受領シ同月三日神戸本金庫ニ拂込タリ之レカ受拂ヲ收入官吏現金出納簿ニ記スヘシ

(解説)

明治三十年九月大藏省文官普通試験第三問解説参照

(明治三十三年六月盛岡地方裁判所書記登用試験)

(一) 本月分經費トシテ金壹百圓中央金庫ヨリ受取りタルトキ現金記入方如何

(解説)

前掲現金出納簿ノ様式ニ依リ記入スルニアリ

(二) 簿記法ニ於ケル貸借ノ意義如何

(解説)

明治三十年九月大藏省文官普通試験第一問解説参照

(明治三十三年六月水戸地方裁判所書記登用試験)

(一) 收入官吏左記ノ場合ニ於テ收入簿ノ記載方如何

一 明治三十三年一月十日歳入調定官ヨリ物品拂下ノ日ニ於テ金三百八十五圓也納入告知書ノ送付ヲ受ク

二 同月二十日中央金庫ヨリ同上ノ日ニ於テ金三百八十五圓領收済ノ通知ヲ受ケタリ

(解説)

簿記



収入簿ノ様式ニ付テハ前ニ掲上シ屢々解説シタル所ナルヲ以テ之ヲ省略ス而シテ本問ハ即チ十日ノ日付ヲ以テ金三百八十五圓ヲ収入簿調定濟額并ニ収入未濟額ノ區ニ記載シ二十日付ヲ以テ三百八十五圓収入簿ノ區ニ記載スルニアリ

(明治三十三年九月 熊本地方裁判所書記登用試験)

- (一) 明治三十三年九月十四日甲某民事豫納金壹圓五拾錢領收シ同十五日乙某民事豫納金八圓領收シ同月十六日之ヲ一同ニ某地金庫ニ拂込ミタリ此場合ニ於ケル出納官吏現金出納簿記帳式如何

(解説)

明治三十年九月大藏省文官普通試験第三問解説参照

- (二) 明治三十三年四月一日俸給及諸給ノ項判任俸給ノ

目ニ於テ千八百圓ノ豫算令達ヲ受ケ同月二十二日裁判所書記甲某外九人四月分俸給百五十圓ヲ仕拂命令第一號ヲ以テ支拂ヒタリ然ルニ乙某分俸給拾五圓ハ誤拂ニ屬シタルニ依リ同廿三日定額へ戻入ノ旨金庫ノ通知ヲ受タリ此場合ニ於テ仕拂豫算簿ノ記帳式如何

(解説)

本問ハ解説ヲ略ス

(明治三十三年九月 青森地方裁判所書記試験)

- (一) 單式ト複式ト相異ナル要點如何

(解説)











(二) 左ノ事項ヲ複記式ニヨリテ甲者ノ帳簿ニ貸借ノ仕  
譯ヲ示セ

- (一) 乙某ニ現金五百圓貸附タリ
- (二) 雜費トシテ現金三十圓仕拂タリ
- (三) 乙某ヨリ貸附金三百圓領收ス

(解説)

本問ハ明瞭ナルヲ以テ之ヲ略ス

(明治三十三年十一月  
長野地方裁判所書記登用試験)

(一) 出納官吏ハ明治三十三年四月二日甲某ヨリ民事豫  
納金壹百圓ヲ收入シ同月四日某金庫ニ拂込ミタリ

尙同月三十日乙某ヨリ保釋保證金金五拾圓ヲ收入  
シ翌月一日某金庫へ拂込ミタリ  
右出納官吏現金出納簿ノ登記式如何

(解説)

明治三十年九月大藏省文官普通試験第三問解説参照

(二) 歳入徴收官ハ明治三十三年四月二日雜收入ノ欸懲  
罰及沒收金ノ項罰金及科料ノ目ニ於テ金七百圓ノ  
調定ヲ爲シタリ  
同月四日同日ニ於テ某金庫ヨリ金三百圓收入濟ノ  
通知ヲ受ケタリ但通知書二枚ナリ  
同月五日同日ニ於テ檢事局ヨリ甲某ハ無資力ニヨ

備 記



リ金壹百圓不納缺損ノ通知ヲ受ケタリ  
同月六日同日ニ於テ檢事局ヨリ乙某金八十圓換刑  
扣除ノ通知ヲ受ケタリ  
同月七日同日ニ於テ某金庫ヨリ糞ニ缺損ト爲リタ  
ル甲某金壹百圓ノ收入濟ノ通知ヲ受ケタリ  
右歳入徴收官徴收簿ノ登記式如何

(解説)

本問ハ記入スヘ事項異ルモ其様式并ニ記入方前掲ト同一ニ付略  
ス

(明治三十三年十一月  
山形地方裁判所書記登用試験)

(一)簿記學上貸借ナル語ノ意義如何

(解説)

明治三十年九月大藏省文官普通試験第一問解説参照

(二)仕拂命令  
(番號五號)

椅子十脚ヲ金四十五圓ニテ何某ヨリ買入レタルト  
キ歳出豫算簿ニ記入書式如何

(解説)

本問ハ説明ヲ略ス

(明治三十三年十一月  
神戸地方裁判所書記試験)

(一)歳入徴收官ニ於テ十一月十六日賭博附加罰金五圓  
ノ徴收通知ヲ得之ヲ調定セリ此歳入徴收官徴收簿  
ノ記入様式如何

(解説)

簿記



明治 年度 歳入 經常部  
雜收入 懲罰及沒收金 罰金

年月日	摘要	調	定	收	入	不	納	收
		濟	額	入	額	納	額	入
		円	圓	円	圓	円	圓	円
十一月十六日	何某賭博附加罰金		5,000					5,000

(二)

俸給及諸給ノ奏任俸給豫算ハ既ニ三萬六千圓ノ令達額アリ之ヲ十一月十六日ニ於テ仕拂命令第一號ニテ三千圓ヲ仕拂タリ此仕拂豫算簿記入様式如何

(解説)

明治三十二年四月長野地方裁判所書記試験第一問様式参照

(明治三十三年十二月鳥取地方裁判所書記試験)

(一) 現金出納簿

舉證者ハ民事訴訟法第二百八十八條ニ依リ證據調費用トシテ明治三十三年十二月一日金二十五圓豫納シ同日歳入歳出外現金出納官吏現金ニテ領收シ翌二日何金庫へ拂込ミタリ

簿記



右記帳式如何

(解説)

本問ハ記入スヘキ事項異ナルモ前掲ト同一ニ付略ス

(二) 歳入徴收官徴收簿

雑収入ノ款懲罰及沒收金ノ項罰金及科料ノ目ニ於テ賭博附加罰金其他合計金四百六十五圓明治三十三年四月一日徴收スルノ調定ヲ爲シ納入告知書數十枚發セリ

同月五日金二百六十七圓金庫領收濟ノ通知書十五枚ヲ以テ収入ヲ了セリ

同月二十五日何某外五名金九十八圓期日經過スル

モ納付セサルヲ以テ換刑處分セラレタリ  
右記帳式如何

(解説)

本問ハ記入スヘキ事項異ルモ前掲ト同一ニ付略ス

(明治三十四年三月  
大分地方裁判所書記試驗)

(一) 歳入徴收簿ノ様式ヲ作り之レニ左ノ事實ヲ登記セ

ヨ

裁判所ニ領置シアル賭博場錢三百圓官沒ニ歸シタル旨事件主任官ヨリ三十三年三月二十一日ヲ以テ通知ヲ受ケ尙ホ同日收入官吏ヨリ現金領收濟ノ報告アリタリ

簿記



(解説)

本則ハ記入スヘキ事項異ルモ前掲ト同一ニ付略ス

(二) 不納欠損額トハ如何ナルモノナリヤ及ヒ之カ登記  
上根據トスヘキ點ヲ説明スヘシ

(解説)

不納欠損額トハ徵收官カ調定シタルニモ拘ハラス收入ニ至ラサ  
ルモノヲ云フ而シテ其根據即欠損ニ到リシ所以ハ納人ノ所在不  
明カ或ハ無資産ニテ不納トナリシモノニ對シ此所分ヲナスモノ  
ナリ

(明治三十四年三月  
宮城縣文官普通試験)

(一) 左ニ掲クル豫算及收入支出ヲ日記原簿ノ式ヲ設ケ

各日々登記スルノ例ヲ示セ

四月一日

明治某年度某縣歲入出豫算

歲入

地租割 金六十五萬八千七百二十九圓二十八錢二厘

營業稅 金三萬九千三百四十八圓三十五錢

雜種稅 金六萬九千八百六十七圓九十三錢五厘

戶數割 金十一萬二千五百三十七圓六十錢

歲入合計金八十八萬四百八十三圓十六錢七厘

歲出

警察費 金十二萬八千三百九十一圓十九錢五厘

雜記



土木費 金二十一萬五千八百六十五圓二十錢  
 縣會議費 金一萬二千四百二十八圓三十錢五厘  
 衛生費 金一萬七千九百二十圓五十錢  
 教育費 金二十六萬六千四百七十八圓二十五錢  
 勸業費 金十九萬四千七百十三圓五錢四厘  
 縣吏員費 金三萬二百八十九圓十三錢八厘  
 豫備費 金一萬四千三百九十七圓五十二錢五厘  
 歲出合計金八十八萬四千八十三圓十六錢七厘  
 右豫算登記ヲ要ス

四月二日

地租割 金五萬三千八百十五圓二十錢

戶數割 金一萬八千六百一圓十五錢  
 右收入登記ヲ要ス

全日

警察費 金千三百六圓十八錢  
 右支出登記ヲ要ス

四月三日

教育費 金八千八百九十六圓二十錢  
 右支出登記ヲ要ス

四月四日

營業稅 金五百六十五圓  
 右收入登記ヲ要ス

備記



四月五日

土木費 金三萬六千二百圓五錢

右支出登記ヲ要ス

- (一) (1)ノ問題ニ掲ケタル豫算及收入支出ヲ登記シタル原簿ニ依リ四月五日現在ノ計算表(バランス)ヲ調製スヘシ

(解説)

以上二問ハ解説ヲ略ス

(明治三十四年三月 福島地方裁判所書記試験)

- (一) 收入官吏收入簿ノ様式ヲ示セ

(解説)

明治三十二年十月浦和地方裁判所書記試験第二問解説参照

- (二) 民事證據金トシテ現金百圓甲野乙郎ヨリ領收シ即日丙金庫ニ拂込タリ右出納官吏現金出納簿ノ記帳方如何

(解説)

本問記入スヘキ事項異ルモ帳簿ノ様式并ニ記入方前掲ト同一ニ付略ス

(明治三十四年四月 長野地方裁判所書記登用試験)

- (一) 歳入徴收官ハ明治三十四年四月一日雜收入ノ款辨償及違約金ノ項辨償金ノ目ニ於テ二十圓ノ調定ヲ爲シタリ同月二日同日ニ於テ甲某分五圓ハ徴收方



乙廳へ囑託ノ通知ヲ受ケタリ然ルニ同月四日甲某ハ囊ニ發セシ納入告知書ヲ以テ收入シタルヲ以テ金庫ヨリ通知書一枚ヲ以テ收入濟ノ旨通知シ來レリ右歳入徴收官徴收簿ノ登記式如何

(解説)

本問ハ記入スヘキ事項異ルモ機式記入方前掲ト同一ニ付略ス

(二) 出納官吏ハ明治三十四年四月一日甲某ヨリ工事契約保証金四百圓ヲ收入シ同月二日乙某ヨリ民事豫納金五圓ヲ收入シ同月三日ニ至リ一日二日ニ收入ノ分ヲ某金庫へ拂込リ右出納官吏現金出納簿ノ登記式如何

(解説)

明治三十年九月大藏省文官普通試験第三問解説参照

(明治三十四年四月  
富山地方裁判所書記試験)

(一) 歳入徴收官徴收簿ノ様式ヲ作り左ノ出納ヲ記シ月計ヲ付スヘシ

明治三十四年四月一日

雑收入ノ款懲罰及沒收金ノ項罰金及科料ノ目ニ於テ五百圓調定

同年同月二日

通知書五枚ヲ以テ金庫ヨリ三百圓收入ノ旨報告ヲ受ケタリ

解説



同年同月三日

四月一日調定ノ内百圓換刑ニ因リ控除セリ

(解説)

本間ハ記入スヘキ事項異ルモ帳簿ノ様式并ニ記入方ハ前掲ト同一ニ付略ス

(二) 出納官吏現金出納簿ノ様式ヲ製シ左ノ出納ヲ登記

シ月計及累計ヲ付スヘシ

明治三十四年一月三十日

沒收金百二十圓ヲ何某外五人ヨリ收入

同年二月一日

百十圓富山本金庫へ拂込

現金出納簿

簿記

受		拂		残	
円	銭	円	銭	円	銭
120	000			120	000
		110	000	10	000
		10	000	0	000
120	000	120	000	0	000

(解説)

同年二月二日

三十四年一月三十日ノ收入ニ十圓ノ誤記アリシ

コト發見減額訂正ス



出納官吏

年月日	摘要
三十四年一月一日	何某外五人ヨリ受入 月計
〃 二月一日	富山本金庫へ拂込
〃 二月二日	一月三十日收入ノ内十 圓ノ誤記發見ニ付除ク
	累計

(明治三十四年五月  
松江地方裁判所書記登用試験)

(一) 收入官吏現金出納簿 明治三十四年四月七日歳入  
徴收官ヨリ左記納金ノ通知ヲ受ケ直チニ現金ヲ領  
收セリ  
領收證第一號

一金拾四圓五拾錢科目歳出臨時部官有物拂下代物  
品拂下代物品拂下代  
本部不用ニ屬シタル毀損椅子五十脚金拾圓卓子十  
脚金四圓五拾錢ニテ拂下代金前記ノ通り  
八日 前日受入ノ現金ヲ松江本金庫ニ拂込ム但拂  
込書番號第一號  
(解説)  
明治三十年九月大藏省文官普通試験第三問解説参照  
(二) 歳入徴收官徴收簿 明治三十四年五月七日歳入徴  
收官ハ本件主任官ノ通知ニヨリ左記納入告知書ヲ  
納入ニ交付セリ

附記



五月二十日限り本金庫納

納入告知書第一號

田村一郎

一金二拾七圓五拾錢也 科目歳入經常部雜收入辨

償及違約金辨償金

裁判ノ結果ニヨリ證人鑑定人旅費日當辨償金前

記之通

二十二日仕拂命令官ヨリ判事大山茂以下五月分納

金額左記ノ通報告ヲ受ク

一金六圓七拾五錢也 科目歳入經常部雜收入官吏

遺族扶助法納金官吏遺族扶助法納金

内譯

金二圓八錢三厘

判事<sup>年</sup>二千五百圓 大山茂

金一圓六拾六錢七厘

全<sup>同</sup>二千圓 大國政吉

金一圓五拾錢

全<sup>同</sup>千八百圓 鈴木太郎

金六拾錢

書記 一級俸 松田久

金五拾錢

全 三級俸 野村春爾

金四拾錢

全 五級俸 岩本武

二十四日 本金庫ヨリ左記納金收入報告表一通到

達ス

一金六圓七拾五錢也 科目歳入經常部雜收入官吏

遺族扶助法納金官吏遺族扶助法納金

右内譯ハ二十二日記載ノ分ニ同シ

辨記



二十五日 本月七日發行納入告知書第一號ニ係ル  
分金二拾七圓五拾錢裁判費用ハ納入田村一郎無資  
力ニ依リ不納缺損ノ決定ヲナシタリ  
右徴收簿ヲ締上ケ徴收報告書調製ノ準備ヲナスヘ  
シ

(解説)

徴收簿様式并ニ記帳方ハ前ニ掲上シタルモノト同一ナルヲ以テ  
略ス(只記入スヘキ事項ノ異ルアルノミ)

(明治三十四年五月  
京都地方裁判所書記登用試験)

(一) 収入官吏ノ設備スヘキ帳簿ノ種類ヲ舉ケ且適宜ノ  
數字ヲ用ヒテ其様式ヲ示スヘシ

(解説)

帳簿ハ収入簿、現金出納簿、収入内譯簿ノ三種トス而シテ其様式ハ  
収入簿、現金出納簿ハ前ニ掲上解説シタル所ナルヲ以テ省略ス又  
収入内譯簿ハ其様式収入簿ト同一ナルヲ以テ是レ又略ス然レト  
モ収入内譯簿ハ収入スヘキ金ノ各項目別ニ記入スヘキモノニシ  
テ其収入ニ關スル顛末モ各項目毎ニ之レヲ知ルコトヲ得ヘシ是  
レ内譯簿ノ必要ナル所以ナリ若シ夫レ適宜ノ數字ヲ用キテ其記  
入方ヲ示スカ如キハ讀者宜シク諒解シテ可ナリ

(明治三十四年五月  
青森地方裁判所書記試験)

(一) 仕拂命令官ニ於テ案内仕拂命令ヲ金庫ニ送付シタ  
ルモ其月中ニ仕拂命令ヲ債主ニ交付スルニ至ラサ

簿記



ルトキハ先キノ案内仕拂命令ノ記入帳簿ハ之ヲ如何スルヤ

(解説)

先キノ案内仕拂命令ハ取消スニ在リ故ニ其帳簿モ其理由ヲ附記シテ取消スヘキモノナリ

(二) 司法大臣ニ於テ明治三十四年度青森地方裁判所仕拂豫算額一萬圓増加ノ決定ヲ爲シタルトキハ如何ナル帳簿ノ如何ナル部分ニ如何記入ヲ爲ス可キヤ

(解説)

仕拂豫算簿ノ仕拂豫算額ノ區ニ記入スルモノナリ

(明治三十四年五月 佐賀地方裁判所書記試験)

明治三十四年三月十二日甲ノ罰金二拾五圓乙ノ罰金拾二圓ノ調定通知ヲ受ケ同月十三日又丙ノ罰金五圓ノ調定通知ヲ受ケ同日甲ノ罰金額ノ内拾圓二拾錢ノ分納ヲ許可シ其收入濟ノ通知ヲ受ケ十五日乙ノ罰金額ノ内宿直員ヨリ九圓五拾錢ヲ領收シ十六日甲丙共ニ死亡ニ付拾九圓八拾錢不納欠損ノ通知ヲ受ケタル時ノ徴收官徴收簿ノ記載例如何

(解説)

本問徴收官ノ徴收簿ハ前ニ示シタルカ如シ而シテ記入スヘキ事項ハ異ル場合アルモ要スル該帳簿様式ノ各區畫欄へ相當記入スルニアルヲ以テ茲ニ例示セス

簿記



(明治三十四年六月 熊本地方裁判所書記登用試験)

(一) 明治三十四年六月一日雜給及雜費ノ項雇員給ノ目的ニ於テ金六百圓ノ豫算令達ヲ受ケ同月二十二日甲某外九人六月分給料五拾圓ヲ仕拂命令第一號ヲ以テ支拂ヒタリ然ルニ乙某分五圓ハ科目違ノ爲メ同月二十五日傭人料ノ目ニ更正シタリ此場合ニ於テ雇員給ノ目口座ニ於ケル歲出仕拂豫算簿ノ記帳式如何

(解説)

本問ハ説明ヲ略ス

(二) 帳簿ニ誤記アルコトヲ直ニ發見セシ場合ト他日之

ヲ發見セシ場合トニ區別シテ其訂正ノ方式ヲ説明ス可シ

(解説)

帳簿ニ誤記ヲ爲シタルコトヲ其際發見シタルトキハ之ヲ改描塗抹セスニツノ朱線ヲ横畫シテ訂正ス又他日發見シタル場合ト雖モ同様ナルモ只其誤記ノ箇所ヨリ漸次發見ノ日迄ノ集計等ニ異動ヲ生スル事アル毎ニ之ヲ訂正スルノ差アルノミ但反對説トシテハ誤記ニ屬スル事項ノ全部ヲ取消シ(朱線横畫シテ更ニ發見ノ日ニ於テ其事項ヲ記入スルニアリトノ説アルモ余ハ之レヲ採ラス

(明治三十四年七月 福岡地方裁判所書記試験)



仕 拂 豫 算 簿

何々(款) 何々(項)

備 記

年月日	摘 要	仕 拂 豫 算 額		仕 拂 命 令 額		預 算 額 下 差	
		円	銭	円	銭	円	銭
三十四年六月三日	仕拂豫算令達	450	000	0	000	450	000
企 企 七日	同 減額	50	000	0	000		
企 企 十二日	椅子代仕拂命令第一號ニテ甲ニ渡	0	000	200	000	200	000
企 企 二十日	卓子代仕拂命令第一號乙渡	0	000	170	000	3	000
企 企 廿二日	乙ニ過渡ノ分展入	20	000	0	000	50	000
		50	000	0	000	0	000
		470	000	370	000	50	000

「此一線ハ朱書スルコト

「此一線ハ朱書スルコト

裁判所廳費ノ項備付品ノ目ニ於テ明治三十四年六月三日金四百五拾圓ノ仕拂豫算令達ヲ受ケ同月七日金五拾圓仕拂豫算減額ノ令達ヲ受ケタリ而シテ同月十日椅子代金二百圓ヲ仕拂命令第一號ヲ以テ甲ニ仕拂ヒ尙ホ同月二十日卓子代金百七拾圓ヲ仕拂命令第二號ヲ以テ乙ニ仕拂ヒタルニ同月二十二日右乙ニ仕拂ヒタル金額ノ内二拾圓ハ過渡ナルヲ以テ定額へ展入ノ旨金庫ヨリ通知ヲ受ケタリ

右ノ場合ヲ仕拂豫算簿ニ記入スル式ヲ示シ且其累計ヲ掲ク可シ

(解説)



(明治三十四年十一月  
福岡地方裁判所書記試験)

明治三十四年十月一日雜收入ノ款懲罰及ヒ沒收金ノ  
項罰金及ヒ科料ノ目ニ於テ金八拾圓ノ調定ヲ爲シ納  
入告知書ヲ發セリ然ルニ某甲某ノ罰金三拾五圓ハ同月  
三日通知書一號ヲ以テ乙某ノ科料金一圓九拾錢ハ同  
月七日通知書二號ヲ以テ何レモ納入濟ノ旨金庫ヨリ  
通知ヲ受ケシモ丙某ノ罰金二拾五圓ハ同月二十五日  
納入死亡ノ爲メ不納闕損トナレリ  
右ノ場合ヲ歲入徵收官徵收簿ニ記入スル式ヲ掲クヘ  
シ

(解説)

簿記

本問ハ其事項異ルモ帳簿様式并ニ記入方法前掲ト同一ニ付略ス



書取(明治三十四年三月  
福島地方裁判所書記試驗)

左ノ文章ヲ試驗委員ニ於テ朗讀シ受驗者ヲシテ筆記  
セシム

被告人ハ性質殘忍酷薄ニシテ平素酒ヲ嗜ミ金錢ヲ  
浪費シ家産ヲ蕩盡シ偶々實兄某ノ死亡セシヨリ其  
遺子某ノ後見人トナリタルモ獨リ其教育ヲ缺クノ  
ミナラス却テ虐待シ叱咤鞭撻ヲ加フルヲ以テ遺子  
某ハ其同居ニ堪ヘス祖母某ノ隱宅ニ避クルニ至レ  
リ祖母某ハ被告人ノ非行ヲ訓誨シタルニ被告人ハ  
却テ之ヲ不快ニ感シ屬々祖母ト口論ニ涉リシカ明



治三十二年十月二十六日祖母カ宅地前ノ畑地ヲ耕  
シ居ルニ際シ被告人ハ酒氣ヲ帶ヒテ他ヨリ歸リ人  
ノ畑ヲ耕スハ汝等ニ頼マスト言ヒツ、豫テ杖ニ代  
用シ携フル所ノ天秤棒ヲ以テ祖母ノ左臀部ヲ毆打  
シ其大腿骨ヲ挫折シ祖母ハ之ニ原因シテ遂ニ死ニ  
至リタルモノナリ

楷行草三体(明治三十一年三月  
靜岡縣文官普通試験)

守 節 要 堅 完

細字速寫

(新聞様ノモノヲ寫ス)

楷行草三体(明治三十一年五月  
岩手縣文官普通試験)

吳孫權將呂蒙初不學權勸蒙讀書後與蒙論議大驚曰卿  
非復吳下阿蒙蒙曰士別三日乃當刮目相待

楷行二体(明治三十二年三月  
長野縣文官普通試験)

馬援嘗謂賓客曰丈夫爲志窮當益堅老當益壯因處田牧  
至牛馬羊數千頭穀數萬斛旣而嘆曰凡殖貨財產貴其能



施賑也否則守錢虜耳盡散以班昆弟故急

楷行草三体

(明治三十二年四月  
長野地方裁判所書記試驗)

既言大治精金應無變色此是明覺大師雜毒家常鐵釘飯  
自非同生同底五士服作截腰作斷去無畫爾如何下嘴得  
去咄觸腹遍野

楷

書

(明治三十二年六月  
大藏省文官普通試驗)

元豐大年十月十二日夜解衣欲睡月色入戶欣然起行念  
無興爲樂者遂至承天寺尋張懷民懷民亦未寢相與步於  
中庭下如積水明水中藻荇交橫蓋竹柏影也何夜無月何  
處無竹柏但少閑人如吾兩人者耳

楷行草三体

(明治三十二年十月  
浦和地方裁判所書記試驗)

輪輻蓋軾皆有職乎車而軾毒若無所爲者雖然去軾則吾  
未見其爲完車也乎吾懼汝之不外飾也天下之車莫不由  
轍而言之功轍不與焉雖然車仆馬斃而患不及轍是轍者  
禍福之間轍乎吾知免矣

楷行二体

(明治三十三年四月  
岐阜縣文官普通試驗)

斯ノ道ハ實ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫民臣ノ俱  
ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ  
施シテ悖ラス(以上細字楷書)  
竭誠盡敬(大字楷行書)



試驗用紙美濃紙三折トナシ細字ヲ一間ニ大字ヲ二間ニ記載ス

楷行草三体

(明治三十三年五月  
名古屋地方裁判所書記試驗)

去國三巴遠登樓萬里春傷心江上客不是故鄉人

楷行草三体

(明治三十三年九月  
青森地方裁判所書記試驗)

彈正臺及檢非違使雖配置各異而糺彈違犯彼此亦同

楷行草三体

(明治三十四年三月  
福島地方裁判所書記試驗)

陽氣發處金石亦透精神一到何事不成

楷行草三体

(明治三十四年四月  
富山地方裁判所書記試驗)

然觀其臨死戒子又曰吾死天下悉歸足利氏夫知天下之不可為而猶留其子孫以衛天子其設心雖古大臣何以遠

過故子孫能守其遺訓護正統天子於彈丸黑子之地以防四海寇賊者及三朝五十餘年之久舉一門之肝腦而竭諸國家之難至其漸盡灰滅而後足利氏始得大成其志於天下蓋朝廷不能大任楠氏而楠氏所以自任莫以加焉

楷行草三体

(明治三十四年五月  
青森地方裁判所書記試驗)

君子之道費而隱夫婦之愚可以與如焉及其至也雖聖人亦有所不知焉夫婦之不肖可以能行焉及其至也雖聖人亦有所不能焉天地之大也人猶有所憾故君子語大天下莫能載焉小語天下莫能破焉

楷行草三体

(明治三十三年三月  
京都地方裁判所書記登用試驗)



臨下以簡御衆以寬罰弗及嗣賞延千世

楷行二体(明治三十三年九月  
熊本地方裁判所書記試驗)

顏淵喟然歎曰仰之彌高鑽之彌堅瞻之在前忽焉在後夫子循々然善誘人博我以文約我以禮欲罷不能既竭吾方如有所立卓爾躍欲從之末由也已

楷行草三体(明治三十三年十月  
京都地方裁判所書記試驗)

治天下者定所尚所尚一定至於千萬年而不變

楷行草三体(明治三十三年十一月  
長野地方裁判所書記試驗)

尚空談而不實試學所以棄也多議論而少成事政所以墜也

正氣者道義之所積忠孝之所發亘萬世而不變極天地不易

楷行二体(明治三十四年五月  
松江地方裁判所書記試驗)

淮陰屠中ノ少年韓信ヲ侮ル者アリ曰夕若奴長大好ミテ刀劍帶フト雖モ中情怯懦ノミ能ク死スレハ我ヲ刺セ死スル能ハサレハ我カ袴下ヨリ出テヨト於是信之ヲ熟視シ俛シテ袴下ヨリ出テ、蒲伏ス一市ノ人皆信ヲ笑ヒ以テ怯ト爲ス

楷行二体(明治三十四年六月  
熊本地方裁判所書記試驗)



有天爵者有人爵者仁義忠信樂善不倦此天爵也公卿大夫此人爵也古之人修其天爵而人爵從之今之人修其天爵以要人爵既得人爵而棄其天爵則惑之甚者也終亦必亡而已矣

楷行草三体

(明治三十三年四月 宮城縣文官普通試驗)

守 眞 志 逐 物 意 移

楷行二体

(明治三十四年三月 熊本地方裁判所書記試驗)

仲尼祖述堯舜憲章文武上律天時下襲水土辟如天地之無不持載不覆幬辟如四時之錯行如日月之代明萬物茲育而不相害道並行而不相悖小德川流大德教化此天地

之所以爲大也

楷行草三体

(明治三十四年十一月 長崎縣文官普通試驗)

第九條 知事ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長又ハ旅團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得



● 應試者心得ノ要

凡ソ應試者ハ須ラク左ノ心得アルヲ要ス

一 應試者試験場ニ入り着席シタルトキハ先ツ第一ニ沈着靜平ナルコト

一 問題ヲ觀察スルコトニ於テ着眼ヲ誤ラサルニ注意スルコト  
一 問題ヲ觀察シテ腦裡充分ニ了得スルニアラサレハ容易ニ筆ヲ執ラサルコト

一 問題中ニ解説ノ至難ナルモノト容易ナルモノトアルトキハ先ツ其容易ナルモノニ就テ答案ヲ付シ難問ハ之ヲ後ニスヘシ

一 珠算ハ加減乗除總テ速算ニシテ往々里程反別等ノ十進法ニ非サル計算問題ノ出ツルコトアルヲ以テ豫メ之カ注意ヲ要ス

一 時間ノ制限ニ付テハ各縣各地方多少ノ相違アルモ概テ左ノ如シ



讀書(白文調點及釋義)ハ四十分又ハ一時間  
筆寫ハ三十分又ハ一時間

其他ハ多ク二時間トス

- 一口述試験ニ於テハ筆ニ代ユルニ口舌ヲ以テスルモノナレハ常ニ即答ヲ要ス故ニ問題ニ接シテハ躊躇逡巡スルコトナキヲ可トス假令答辨不可ナリト思料シタルトキモ後ニテ是正スル考ニテ斷然答フルヲ要ス然ラサレハ不利ヲ招クコトアリ
- 一口述試験ノ時ハ試験委員ト親シク相接スルモノナレハ舉措ハ須ラク端正森嚴ナルヲ要ス
- 一口述試験ノ時ハ力メテ發言ナルコトヲ要ス言語冗長ニ涉レハ瑕疵續出シテ計ラサル敗ヲ招クコトアリ
- 一裁判所書記登用試験ニ在リテハ書取ノ科目アリ此書取ハ試験委

買ノ言フ所ヲ筆記スルモノニシテ其言語ヲ其儘ニ筆記シタルモノヨリ寧ロ其要領ヲ簡畧ニ筆記シタルモノヲ可トスルカ如シ且其意味ヲ誤ラサル様注意スルヲ要ス

●文官試験規則 明治二十六年十月 勅令第百九十七號

第一章 總 則

- 第一條 文官試験ハ別ニ規程ヲ設クルモノ、外本令ニ依リ之ヲ行フ
- 第二條 文官試験ヲ分チテ文官高等試験及文官普通試験ノ二種トス
- 第三條 文官試験ヲ行フヘキ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ公告シ東京以外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リデハ仍其ノ地方ノ新聞紙一種以上ニ公告スヘシ
- 第四條 年齢滿二十年以上ノ男子ニシテ左ノ諸項ノ一ニ該當セザルモノハ文官試験ヲ受クルコトヲ得

文官試験規則



一 重罪ヲ犯シタル者但國事犯ニシテ復讐シタル者ハ此限ニアラズ

二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

三 破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復讐セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

第五條 文官試験ヲ受テ合格シタル者ニハ合格證書ヲ附與ス

第六條 不正ノ方法ニ因リ試験ヲ受ケント企テタル者及試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス試験合格證書ヲ受領シタル後此等ノ事實發覺シタルトキハ其合格證書ヲ無効トス

第七條 文官試験ヲ出願スル者ニハ手数料トシテ高等試験ニ在リテハ金十圓普通試験ニ在リテハ金二圓ヲ納メシム

第二章 文官高等試験

第八條 文官高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ文官高等試験委員之レヲ行フ

第九條 文官高等試験ヲ分チテ豫備試験及本試験トス豫備試験ニ合格シタル者ニ非ラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十條 豫備試験ハ受験人尋常中學校以上ノ官立公立學校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ本試験ヲ受クルニ相當ナル學科ヲ修メタル者ト認ムヘキヤ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十一條 豫備試験ハ論文試験并ニ論文ニ關スル口述試験及迅速作文試験ニ合格シタル者ニ付キ之レヲ行フ

第十二條 帝國大學法科大學舊東京大學法學部文學部及舊司法省法

文官試験規則



學校正財部ノ卒業證書ヲ有スル者ハ豫備試験ヲ免ス

第十三條 本試験ハ受験人學理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ并ニ其修得シタル學術ヲ實務ニ應用スル能力アルヤ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十四條 本試験ハ左ノ科目ヲ用キテ之レヲ行フ

- 一 憲法
- 二 刑法
- 三 民法
- 四 行政法
- 五 經濟學
- 六 國際法

以上ノ一科目ハ試験ノ際撰採取捨スルコトヲ得

一 財政學

二 商法

三 刑事訴訟法

四 民事訴訟法

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其中ニ付豫メ一科目ヲ撰擇セシメ之ヲ試験ス

第十五條 本試験ハ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ合格シタルモノニ非ラサレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十六條 豫備試験及本試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル處ニ依ル

第十七條 文官高等試験ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之レヲ定ム

第三章 文官普通試験

文官試験規則



第十八條 文官普通試験ハ各官廳ノ須要ニ應シ其ノ應ノ文官普通試験委員之ヲ行フ

第十九條 文官普通試験ノ科目ハ尋常中學ノ科程ヲ標準トシ各官廳所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官普通試験委員之ヲ定メ文官高等試験委員ノ承認ヲ經ヘシ

第二十條 文官普通試験ニ關スル細則ハ文官普通試験委員之ヲ定メ文官高等試験委員ニ報告スヘシ

附則

第二十一條 本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

◎裁判所書記登用試験規則明治二十四年五月司法省令第四號

第一章 試験

第一條 裁判所書記登用試験ハ文官試験ニ關ル勅令ノ外本則ノ規定

ニ從フ

第二條 試験ハ各控訴院ニ於テ之ヲ行フ

第三條 試験委員ハ控訴院判事檢事書記長又ハ其管内地方裁判所ノ判事檢事ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

試験委員長ハ委員中官等最モ高キ者ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 試験ハ作文筆寫書取算術簿記ノ外民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法ノ中ニ就キ之ヲ施行ス

第五條 試験委員長ハ受験者ノ申立アルトキハ地方裁判所ニ於テ筆記試験ヲ受ケシムルコトヲ得此場合ニ於テ試験問題ノ答案ハ其裁判所ノ官吏監督シテ之ヲ作ラシム

第六條 試験委員筆記答案ヲ調査シタル後口述試験ヲ爲スニ足ルヘキモノト認メタルトキハ口述試験ノ爲メ受験者ヲ呼出スヘシ



第七條 受験者口述試験ニ關席シタルトキハ成立タサルモノトス

第八條 試験ニ及第シタル者ニハ試験委員長及試験委員ノ連署シタル及第證書ヲ授與ス

第九條 試験委員長ハ及第者ノ氏名及其試験ノ成績ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第二章 實地修習

第十條 試験ニ及第シタル者ハ裁判所書記見習ヲ命セラル、コトヲ得

裁判所書記見習ハ區裁判所及地方裁判所并其檢事局ニ於テ實地修習ヲ爲スヘシ

第十一條 實地修習ノ順序ハ控訴院長檢事長協議シテ之ヲ定ム

第十二條 實地修習ノ指揮監督ハ地方裁判所長若クハ檢事正又ハ區

裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事若クハ檢事之ヲ爲ス

指揮監督者ハ修習ノ事務ヲ直接ニ指示スヘキ官吏ヲ定ムヘシ

第十三條 裁判所書記見習職務上ノ義務ヲ怠リ又ハ職務上若クハ職務外ニ於テ其身分ニ適セサル行狀アルトキハ指揮監督者之ヲ諭告スヘシ

第十四條 裁判所書記見習職務上若クハ職務外ノ行狀其職務ヲ執ルニ不適當ナルカ又ハ其修習ノ進歩不充分ナリト認ムルトキハ指揮監督者ハ控訴院長檢事長ニ之ヲ報告スヘシ

第十五條 指揮監督者ハ裁判所書記見習其指揮監督ニ係ル修習ヲ終リタルトキハ修習ニ關ル證明書ヲ作り修習ノ成績并職務上及職務外ノ行狀ヲ記載シテ之ヲ控訴院長檢事長ニ差出スヘシ

第十六條 本章ノ規程ハ試験ヲ經スシテ裁判所書記見習トナリタル



者ノ實地修習ニモ亦之ヲ適用ス

●試驗願書書式

試驗願書 (用紙美濃紙)

印 收 入

原籍何縣何郡何市何町何番地

寄留地何縣何郡何市何町何番地(何某方)

身分職業

何

某

何年何月何日生

私儀御縣ニ奉職志願ニ付文官普通試驗相受度別紙履歷書身分證明書

(現ニ官廳ニ奉職中ノ者ハ其長官ノ承認書)相添此段奉願上候也

明治何年何月何日

右

何

某

何縣文官普通試驗委員長何某殿

履 歷 書 (用紙美濃紙)

原籍何縣何郡何市何町何番地

寄留地何縣何郡何市何町何番地(何某方)

身分職業

何

某

何年何月何日生

學 事

一何年何月ヨリ何年何月マテ官公立何學校ニ於テ又ハ何地何某ニ

就キ何學ヲ修メ卒業又ハ所修ノ科目大畧

一何年何月何日何々ノ試驗ヲ受ケ及第ス

職 業

一何年何月何日何々ト爲リ何々ノ事務ニ從事シ何年何月何日辭職

試驗願書書式



又ハ解職

賞罰

一何年何月何日何地ニ於テ何々ノ事由ニ依リ何賞罰ヲ受テ  
右之通相違無之候也

明治何年何月何日

何

某

(注意)

- 一 裁判所書記登用試験願書モ亦タ之ニ準ス
- 二 試験願書ハ概テ此書式ニテ可ナリト雖各縣各地其所ニ依リテ  
ハ一定ノ書式アルモノアリ故ニ夫レ等ニ在テハ固ヨリ規定ノ  
書式ニ依ラサルヘカラス
- 三 身分證明書及承認書ハ各縣各地其所ニ依リテハ或ハ添付ヲ要  
セサルアリ或ハ戸籍謄本又ハ兵役證明書ノ添付ヲ要スルモノ

アリ故ニ是等ノコトハ宜シク其地ノ試験細則(文官試験規則第  
ニ官署試験委員カ定ムルモ)ニ就キ詳知スヘシ

● 文官任用令

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公付セ  
シム

御名 御璽

明治三十二年三月廿七日

内閣總理大臣 侯爵 山縣 有朋

勅令第六十一號

文官任用令

第一條 勅任文官ハ左ノ資格ノ一ツヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス  
但シ親任式ヲ以テ叙任スル官及別任用ノ規定ヲ設クルモノハ此ノ

文官任用令



限リ在ラス

- 一 奏任文官(特別ノ規定ニ依リ任用セラレ)ノ職ニ在ル者及在リタル者ニシ高等官三等ノ文官ノ職ニ在ル者及在リタル者
  - 二 滿一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者但シ特別任用ノ規程ニ依リ在職シタル者並ニ教官技術官ノ在職年數ヲ除ク
  - 三 勅任文官(特別ノ規定ニ依リ任用セラレ)ノ職ニ在タル者ニシテ本令第二條第一項ノ資格ヲ有スルル者
  - 四 滿二年以上勅任檢事ノ職ニ在ル者及在リタル者滿二年以上勅任判事ノ職ニ在ル者及在リタル者ハ司法省ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得
- 滿二年以上帝國大學及文部省ノ直轄諸學校ノ勅任文官ノ職ニ在ル者及在リタル者ハ文部省部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

ヲ得

陸海軍將官ハ別ニ任用ノ規程アルモノ、外各其ノ部内ノ勅任

文官ニ任用スルコトヲ得

第二條 奏任文官ハ別ニ任用ノ規程ヲ設クルモノ、外左ノ資格ノ一

ヲ有スル者ノ中ニリ之ヲ任用ス

- 一 文官高等試験ヲ經テ其ノ合格證書ヲ有スル者
  - 二 滿二年以上高等文官ノ職ニ在リタル者但シ特別任用ノ規程ニヨリ在職シタルモノ並ニ教官技術官ノ在職年數ヲ除ク
  - 三 滿二年以上檢事ノ職ニ在ル者及在リタル者
- 滿二年以上判事ノ職ニ在ル者及在リタル者ハ司法省ノ奏任文官ニ任用スルコトヲ得

第三條 判任文官ハ別ニ任用ノ規程ヲ設クルモノ、外左ノ資格ヲ有

文官任用令



スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

- 一 文官普通試験ヲ經テ其合格證書ヲ有スル者
  - 二 文官高等試験ヲ經テ其合格證書ヲ有スル者
  - 三 官立公立中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認メタル官立公立學校ノ卒業證書ヲ有スル者
  - 四 高等商業學校舊附屬主計學校及舊主計專修科ノ卒業證書ヲ有スル者並ニ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學又ハ經濟學ヲ教授スル私立學校ニ於テ明治二十六年十一月十日以前ニ卒業證書ヲ得タル者
  - 五 滿二年以上文官ノ職ニ在リタル者但シ特選任用ノ規程ニ依リ在職シタル者並ニ教官技術官ノ在職年數ヲ除ク
- 第四條 教官及技術官ハ別ニ任用規程ヲ設ケルモノ、外高等官ニ在

リテハ文官高等試験委員判任官ニ在リテハ文官普通試験委員ノ詮衡ヲ經テ之ヲ任用ス

第五條 特別ノ學術技藝ヲ要スル行政官ハ高等官ニ在リテハ文官高等試験委員判任官ニ在リテハ文官普通試験委員ノ詮衡ヲ經テ教官技術官ノ中若クハ試験ニ於テ教官技術官タルノ資格アリト認めル者ノ中ヨリ任用スルコトヲ得

第六條 滿五年以上雇員トシテ同一官廳ニ勤續シタル者ハ文官普通試験委員ノ詮衡ヲ經テ直チニ其官廳ノ判任文官ニ任用スルコトヲ得

第七條 本令第一條第二項第三項第四項第二條第二項第四條第五條及第六條其ノ他特別ノ規程ニ依リ任用セラレタル者ハ文官試験ヲ經ルニ非サレハ其ノ各條項又ハ其ノ規程ニ指定シタル以外ノ文官



ニ任用スルコト得ス

第八條 文官任用及除衛ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第九條 本令ハ明治參拾貳年四月十日ヨリ施行ス

●文官分限令

勅令第六十二號

文官分限令

第一條 本令ハ親任式ヲ以テ叙任スル官、公使、秘書官及法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外一般ノ文官ニ適用ス

第二條 官吏ハ刑法ノ宣告懲戒ノ處分又ハ本令ニ依ルニ非サレハ其官ヲ免セラルハコトナシ

第三條 官吏左ノ各號ノ一ツニ該當スルトキハ其官ヲ免スルコトヲ

得

一 不具廢疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷疾ヲ受ケ若シクハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免官ヲ願出テタルトキ

三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

前項第一號ニ依リ其ノ官ヲ免スルトキハ高普官ニ在テハ文官高等懲戒委員會判任官ニ在テハ文官普通懲戒委員會ノ審査ニ付ス

第四條 官吏ハ廢官若ハ廢廳ノ場合ニ於テハ當然退官者トス

第五條 第十一條第一項第三號第四號ニ依リ休職ヲ命セラレ滿期ニ至リタルトキハ當然退官者トス

文官分限令



- 第六條 官吏ハ其意ニ反シテ同等官以下ニ轉官セラルハコトナシ
- 第七條 文官高等懲戒委員會ニ顧問醫二人ヲ置ク審査上必要ノ場合ニ於テハ臨時顧問醫ヲ加フルコトヲ得
- 第八條 文官普通懲戒委員會ニ臨時顧問醫ヲ置ク
- 第九條 懲戒委員ハ本令ニ依ル審査ヲ爲ス前豫メ顧問醫ノ意見ヲ徵スヘシ
- 第十條 第三條第二項ニ依ル委員會ノ審査ニ關シテハ文官懲戒令第十二條第十三條第二十四條第二十五條第二十九條乃至第三十四條ノ規定ヲ適用ス
- 第十一條 官吏左ノ各號ノ一ツニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得
  - 一 懲戒令ノ規定ニ依リ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ

- 二 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ
- 三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
- 四 官廳事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ
  - 前項休職ノ期間ハ第一號第二號ノ場合ニ在テハ其ノ事件ノ懲戒委員會又ハ裁判所ニ繫屬中トシ第三號及第四號ノ場合ニ在テハ滿三年トス
- 第十二條 休職者ハ其ノ本官ヲ奉シテ事務ニ從事セス其他總テ在職ノ官吏ト異ナルコトナシ
  - 前第一項第三號及第四號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ本會長官ハ事務ノ都合ニ依リ何時ニテモ復職ヲ命スルコトヲ得
  - 第十三條 第十一條ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ其休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス

文官分限令



第十四條 免官ハ勅任官ニ在テハ内閣總理大臣奏任官ニ在テハ内閣總理大臣ヲ經テ本部長官奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行フ  
休職ハ勅任官ニ在テハ内閣總理大臣奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行ヒ奏任官ニ在テハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ本部長官之ヲ命ス復職ヲ命スルトキ亦同シ

附 則

第十五條 本令ハ明治三十二年四月十日ヨリ施行ス

官吏非職條例明治二十三年勅令第二百八十六號其ノ他從前ノ命令ニシテ本令ノ規定ニ抵觸スルモノハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第十六條 本令施行前官吏非職條例又ハ明治二十三年勅令第二百八十六號ニ依リ非職又ハ休職ヲ命セザレ未タ満期ニ至ラサル者ハ本令第十一條第一項第四號ノ職休者ニ歸スル規定ヲ適用ス但シ本令

第十三條ハ此ノ限リニ在ラス

第十七條 本令中休職トアルハ他ノ法令ニ於テ規定スル非職ト看做ス

勅令第六十二號參照

勅令第二百八十二號(明治二十三年十二月二十七日官報)

第一條 技術官ノ休職ハ一年ヲ一期トス期滿ツレハ其官ヲ免ス

第二條 技術官ノ休職ニ關シ特別ノ規定ナキモノハ總テ官吏非職ノ例ニ依ル

第三條 本令ハ明治二十四年二月一日ヨリ施行ス現ニ休職中ノ者休職期限モ亦同日ヨリ起算ス

勅令第六十三號

● 文官懲戒令

文官懲戒令



第一章 總則

第一條 親任式ヲ以テ叙任スル官及法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外官吏ハ本令ニ依ルニ非サレハ懲戒ヲ受クルコトナシ

第二條 官吏ノ懲戒ヲ受クヘキ場合左ノ如シ

- 一 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ
- 二 職務ノ内外ヲ問ハス官職上威嚴又ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

第三條 懲戒ハ左ノ如シ

- 一 免官
- 二 減俸
- 三 罷責

第四條 免官ノ處分ヲ受ケタル者ハ其ノ官職ヲ失ヒタル日ヨリ二年

間職ニ就ケコトヲ得ス

免官ノ處分ヲ受ケ其情重キ者ハ位記ヲ返上セシム

第五條 減俸ハ壹月以上壹年以下年俸月割額若ハ月俸ノ三分ノ一以下ヲ減ス

第六條 勅任官ノ免官及減俸ハ懲戒委員會ノ議決ヲ具シ内閣總理大臣之ヲ奏請シ奏任官ノ免官ハ懲戒委員會ノ議決ヲ具シ内閣總理大臣ヲ經テ本屬長官之ヲ行フ  
罷責ハ本屬長官之ヲ行フ

第七條 懲戒ニ付セラルヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ對シ懲戒委員會ヲ開ケコトヲ得ス  
懲戒委員會ノ議決前懲戒ニ付スヘキ者ニ對シ刑事訴訟ノ始マリタルトキハ事件ノ判決ヲ終ルマテ懲戒委員會ノ開會ヲ停止ス

吏官懲戒令



第二章 懲戒委員會

第一款 總則

第八條 懲戒委員會ヲ分テ文官高等懲戒委員會及文官普通懲戒委員トス

第九條 文官高等懲戒委員會ハ高等官ノ懲戒ヲ議決シ文官普通懲戒委員會ハ判任官ノ懲戒ヲ議決ス

第二款 文官高等懲戒委員會

第十條 文官高等懲戒委員會ハ委員長壹人委員六人ヲ以テ組織ス

第十一條 委員長ハ樞密顧問官會ノ中ヨリ委員ハ行政裁判所長官勅任行政裁判所評定官勅任判事及ヒ其ノ他ノ勅令文官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス  
委員會ニ豫備委員六人ヲ置キ前項ノ例ニ依リ之ヲ命ス

第十二條 委員會ハ委員長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス  
委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第十三條 委員長事故アルトキハ出席ノ委員之ヲ代理ス委員中事故アルトキ又ハ關員アルトキハ委員長ハ豫備委員中ヨリ代理ヲ命ス  
第十四條 委員及豫備委員ノ任期ハ三年トス  
委員及豫備委員中關員アリテ補闕ノ爲メ任命セラレタル者ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第十五條 委員長及委員ハ左ノ事項ニ該當スルトキハ之ヲ免ス

- 一 其官職ヲ失ヒタルトキ
- 二 委員會所在地以外ニ住所ヲ轉シタルトキ

文官懲戒令



第十六條 委員會ニ幹事一人ヲ置ク

第十七條 幹事ハ高等官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命  
ス

第十八條 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ委員會ノ職決ヲ準備シ庶務ヲ統  
理ス

第十九條 委員會ニ書記三人ヲ置ク

第二十條 書記ハ判任官ノ中ヨリ委員長之ヲ命ス

第二十一條 書記ハ幹事ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第三款 文官普通懲戒委員會

第二十二條 文官普通懲戒委員會ハ左ノ各官廳ニ之ヲ置ク

内閣樞密院 各省臺灣總監府會計検査院行政裁判所警視廳北海道廳  
府縣臺灣ノ縣及廳貴族院事務局前項ノ外各省大臣ニ於テ必要ナリ

ト認ムルトキハ其所轄官廳ニ文官普通懲戒委員會ヲ置クコトヲ得  
第二十三條 委員長ハ各官廳ノ長官ヲ以テ之ニ充ツ但シ内閣ニ在テ  
ハ法制局長官樞密院ニ在テハ書記官長各省ニ在テハ次官ヲ以テ之  
ヲ充ツ

委員ハ二人乃至六人トシ當該官廳高等官ノ中ヨリ本屬長官之ヲ命  
ス但シ内閣ニ在テハ賞勳局法制局及内閣所屬高等官ノ中ヨリ之ヲ  
命ス

第二十四條 委員會ハ委員長及委員二人以上出席スルニ非サレハ會  
議ヲ開クコトヲ得ス

第二十五條 委員長事故アルトキハ出席委員之ヲ代理ス

第二十六條 委員會ニ書記二人ヲ置ク

第二十七條 書記ハ委員長所屬官廳ノ判任官ノ中ヨリ委員長之ヲ命



ス

第二十八條 書記ハ委員長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三章 懲戒手續

第二十九條 本屬長官ハ所部ノ官吏ヨシテ懲戒ニ當ルヘキ所爲アリト思料スルトキハ證據ヲ具ヘ書面ヲ以テ懲戒委員會ノ審査ヲ要求スヘシ

第三十條 前條ノ要求アリタルトキハ委員長ハ期日ヲ定メテ委員會ヲ招集スヘシ

委員會ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ本人ノ出頭ヲ命スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ本人所屬官廳ヨリ内國旅費規則ニ依リ本官相當ノ旅費ヲ給スヘシ

第三十一條 委員會ニ於テ議決ヲ爲シタルトキハ其理由ヲ具シ所屬

長官ニ覆申スヘシ

第三十二條 委員長及委員ハ自己又ハ其ノ親族ニ關スル事件ノ會議ニ參與スルコトヲ得ス

第三十三條 委員會ノ審査手續ハ委員會之ヲ定ム

附則

第三十四條 高等官試補ハ高等官ニ準シ判任官見習ハ判任官ニ準シ本令ヲ適用ス

第三十五條 本令ハ明治三十二年四月十日ヨリ施行ス官吏懲戒令ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス



明治三十二年十二月十五日印刷  
明治三十二年十二月十八日發行  
明治三十三年六月七日印刷  
明治三十三年六月十日六版發行  
明治卅五年四月十八日訂正增補七版印刷  
明治卅五年四月廿二日訂正增補七版發行

正價七拾錢

著作兼發行者 普文學會

右代表者 東京市神田區今川小路二丁目四番地  
葉多野太兵衛

印刷者 同市神田區南神保町十番地  
三島保太郎

不許複製

發行所

東京市神田區今川  
小路二丁目四番地

清水書店



